

昭和四十六年三月十一日 衆議院會議録第十六号 地方税法の一部を改正する法律案

進事業を行なう営利を目的としない法人が当該事業の実施により政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地)をその取得の日から五年以内に当該事業の実施により売却渡し、又は交換したときは、当該法人によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の法人が農地保有合理化促進事業の実施により同項に規定する土地を取得した場合における不動産取得税額の徴収額及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

第百十二条の二中「六分の一」を「三分の一」に改める。
第百十四条の三第一項中「八百円」を「千円」に改める。
第百十四条の四第一項中「八百円」を「九百円」に改め、同条第二項中「四百円」を「四百五十円」に改める。

第百十四条の五第一項中「千六百円」を「千八百円」に改める。
第百二十九条第三項中「千六百円以下のもの」を「千八百円以下のもの、政令で定める旅館における宿泊、飲食及びその他の利用行為に、八百円を「九百円」に、飲食その他の利用行為及び「飲食又はその他の利用行為」を「飲食及びその他の利用行為」に改める。

第百五十一条第四項中「証紙をもつて」を「証紙を次条の規定に基づく条例の規定により提出すべき申告書又は報告書にはらせることによつて」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合には、当該道府県の条例で定めるところにより証紙の額面金額に相当する金額を証

紙代金取納計器で表示させることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

第百三十七条中「千五百円」を「四千五百円」に、「七百元」を「二千円」に、「四百五十円」を「千五百円」に改める。

第百九十二条第一項第八号中「及び」を「並びに」に、「児童で」を「児童及び老人福祉法第十一条第一項第四号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人で」に改める。

第百九十五条第一項第三号中「三十二万円」を「三十五万円」に改める。

第百三十四条の二第二項第二号中「で政令で定めるものの対価」を「対価のうち通常必要である」と認められるものとして政令で定めるもの」に改め、「相当する金額」の下に「その金額が十万円をこえる場合には、十万円」を加え、「三十万円をこえる場合には、十万円」を加え、「百万円をこえる場合には、百万円」に改め、同項第五号中「二万円」を「二万五千円」に改め、同項第六号中「八万円」を「九万円」に、「十万円」を「十一万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「八万円」を「九万円」に改め、同項第十号中「十一万円」を「十三万円」に改め、同項第十一号中「八万円」を「十万円」に改め、同条第三項中「九万円」を「十一万円」に改め、同条第三項中「九万円」を「十一万円」に改める。

第百三十四条の五中「百万円」を「二百万円」に改める。

第百三十四条の八第四項中「第八條の四第一項」を「第三條の二第一項に規定する利子所得又は同法第八條の五第一項」に改める。

第百三十一条の五第二項に次のただし書を加える。

ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の翌年の一月一日から四月三十日までの間に於いて発生した場合には、自治省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があり、かつ、その者に對してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等が当該月割額の全額に相当する金額をこえるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することが出来る額)を徴収し、その徴収した月の翌月十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

第百三十一条の五の二第一項に後段として次のように加える。

前条第二項ただし書の規定により徴収した特別徴収税額についても、同様とする。

第百二十四条第二項中「第三百二十一条の五第一項」の下に「又は第二項ただし書」を加える。

第百二十七条第一項中「第三百二十一条の五第一項」の下に「若しくは第二項ただし書」を加える。

第百四十八条第二項第二号の五の次に次の二号を加える。

二の六 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道事業者が公共の危害防止のために設置する踏切道及び踏切保安装置
二の七 地方鉄道法又は軌道法の規定による既設の地方鉄道又は軌道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設のうち線路設備、電路設備その他の構築物で政令で定めるもの
第百四十八条第六号の二中「工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する製造業等の公共の被害防止のためにする同条第三項に規定する汚水処理施設」を「水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場で政令で定めるものの公共の被害防止のためにする汚水又は廃液の処理施設」に改め、同項第六号の四を削り、同項第六号の五中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改め、同項中同号を第六号の四とし、第六号の六を第六号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

六の六 公共の被害防止のためにする廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項に規定する廃プラスチック類処理施設で自治省令で定め

るもの
第百四十九条の三第一項中「第二十三項」を「第二十二項」に改め、同条第二項中「第十三項又は第二十項」を「第十九項」に改め、同条第三項中「第二十三項」を「第二十二項」に改め、同条第十

三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項から第十九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十項中「第十三項の規定の適用を受けるものを除く」を削り、同条中同項を第十九項とし、第二十一項を第二十項とし、同条第二十二項中「地下に設けられるもの」を「直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のために供する部分を設けるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いるもの」に改め、「二分の一」の下に「(地上に設けられる路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二)」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「二分の一の額」を「当該償却資産のうち第一項又は第三項に規定する償却資産に該当するものに係る当該償却資産に對して新たに固定資産税が課せられることとなつた年度から五年度分の固定資産税の課税標準にあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額」を三分の一の額に改め、同条中同項を第二十二項とし、第二十四項を第二十三項とする。

第四百八十九条第一項第十三号中、「重過りん酸石灰」を削り、同項第十四号中「カーバイト」を「生石灰(流注燃料焼成法によるものに限る。)」及び「カーバイト」に改め、同項中第二十二号の五を削り、第二十二号の六を第二十二号の五とし、同条第二項中「及びブチルゴム」を「ブチルゴム、エチレン・プロピレン・ターポリマーゴム及び合成グリセリン(過さく酸法によるものに限るものとし、その製造工程において副生されるさく酸を含む。)」に改める。

第四百九十条の二第一項中「六百円」を「七百円」に、「千二百円」を「千四百円」に改める。

第六百九十九条の十三第一項に次のただし書を加え、同条第二項中(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。を削る。

ただし、当該道府県の条例により当該自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。次項において同じ。)に相当する金額を証紙代金取納計器で表示させる納付の方法が定められている場合には、これによることができる。

第七百条の五十二中「千円」を「三千円」に、「三百五十円」を「千円」に改める。

第七百一条中「観光施設」の下に「及び消防施設その他消防活動に必要な施設」を加える。

第七百一条の二中「二十円」を「四十円」に改める。

第七百二条第一項中「基いて行い」を「基いて行ない」に、「全部又は一部の区域」を「うち市街化区域」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該都市計画区域のうち市街化調整区域において同法第三十四条第十号に掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

第七百二条第二項中「第十六項、第十九項、第

二十項又は第二十一項を「第十五項、第十八項、第十九項又は第二十項」に改め、同条第三項を削る。

第七百三条の四第四項中「五万円」を「八万円」に改める。

附則第四条を次のように改める。
(個人の道府県民税及び市町村民税の課税標準の特例)

第四条 昭和四十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、第三十二条第二項又は第三十三条第二項の規定の適用については、これらの規定中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第三十八号)附則第四条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は読み替えてその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第八条の三の規定を除く。とする。

2 昭和四十七年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、第三十二条第二項又は第三十三条第二項の規定の適用については、これらの規定中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定(租税特別措置法第八条の四の規定を除く。とする。

附則第五条第一項中「百分の一・二」を「百分の一・八」に、「百分の一・六」を「百分の一・四」に、「百分の一・三」を「百分の一・二」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一・二」に、「百分の一・五」を「百分の一・七」に改め、同条に次の二項を加える。

3 昭和四十六年度から昭和四十八年度までの各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 個人の道府県民税については、昭和四十六年度分にあつては、第一項第一号中「百分の一・八」とあるのは「百分の一・二」と、「百分の一・四」とあるのは「百分の一・六」とし、

昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分にあつては、同号中「百分の一・八」とあるのは「百分の一・二」と、「百分の一・四」とあるのは「百分の一・五」とする。

二 個人の市町村民税については、昭和四十六年度分にあつては、第二項第一号中「百分の一・二」とあるのは「百分の一・三」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・二」とし、昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分にあつては、同号中「百分の一・二」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の一・三」とあるのは「百分の一・二・五」とする。

4 所得割の納税義務者の昭和四十六年から昭和五十一年までの各年の総所得金額のうち証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該配当所得については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附則第十一条第六項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

7 日本自動車ターミナル株式会社法(昭和四十年法律第七十五号)による日本自動車ターミナル株式会社が直接その本来の事業の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十九年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

8 国の作成した計画に基づく政府の補助を受け、農地開発機械公社が造成した乳牛又は肉用牛の飼養又は育成の事業の用に供する農業用施設で政令で定めるものを、都道府県から譲渡を受けた場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該施設の造成につき農地開発機械公社が当該補助を受けた額に相当する額を価格から控除するものとする。

類を価格から控除するものとする。
附則第十四条第二項中「昭和四十六年一月一日」を「昭和四十八年七月三十一日」に改める。
附則第十五条第一項中(昭和四十年法律第七十五号)を削り、「昭和四十六年一月一日」を「昭和四十九年一月一日」に、「事業の用に供する構築物」を「事業の用に供する家屋及び償却資産に、第三百四十九条の二に、「当該構築物を」当該家屋及び償却資産に改め、同条第二項中、第十三項又は第十八項を「又は第十七項に、第三百四十九条の三第十五項」を「第三百四十九条の三第十四項」に改め、同条第三項及び第四項中「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第六項中「昭和四十六年一月一日」を「昭和四十九年一月一日」に改め、同条第十項中「第十四項」を「第十三項に改め、同条第十一項を次のように改め、同条第十二項を削る。

11 昭和四十五年五月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新たに取得された電子計算機で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該電子計算機に対して新たに固定資産税が課されることがなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該電子計算機に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十九条の次に次の二条を加える。
(市街化区域農地に対して課する昭和四十七年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第十九条の二 昭和四十七年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地(農地のうち都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域内の農地(同法第四條第五項に規定する都市計画施設として定められた公園又は緑地の区域内の農地で同法第五十五條第一項の規定による都道府県知事の指定を受けたものその他の政令で定める農地を除く。)をいう。)に対して課する

昭和四十六年三月十一日 衆議院會議録第十六号 地方税法の一部を改正する法律案

固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地(以下「類似宅地」という。)の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて定められるべきものとする。

2 昭和四十七年度以降の各年度に係る賦課期日において次の各号に掲げる事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条第二項から第六項までの規定を適用する場合には、当該各号に定めるところによる。

一 当該年度に係る賦課期日(昭和四十七年度にあつては、賦課期日以前)において、当該土地が新たに市街化区域農地である土地となり、又は市街化区域農地であつた土地が市街化区域農地以外の農地となること。 第三百四十九条第二項、第三項及び第五項中「次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の」とあり、「前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の」とあり、又は「第二項各号に掲げる事情があるため、第二年度の」とあるのは「附則第十九条の二第二項第一号に掲げる事情がある」と、「固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によること」が不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合」とあるのは「場合」と、「当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地の基準年度の価格に比準する価格)」とし、同条第四項及び第六項中「当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格」とあるのは、「当該市街化区域農地とその状況が類似する」とあるのは、

宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格」とする。

二 当該年度に係る賦課期日において、市街化区域農地である田若しくは畑が市街化区域農地である畑若しくは田となる地目の変換(これに類する特別の事情として政令で定めるものを含む)があり、又は市街化区域農地に係る市町村の廃置分合若しくは境界変更があること。

第三百四十九条第二項、第三項及び第五項中「次の各号」とあり、「前項各号」とあり、又は「第二項各号」とあるのは「附則第十九条の二第二項第二号」と、「当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格」とする。

第十九条の三 市街化区域農地に係る昭和四十七年度以降の各年度分の固定資産税に限り、同年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する次の表の中欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、附則第十九条の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる市街化区域農地の区分に応じ、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該課税標準となるべき価格を求める際用いられた類似宅地について附則第十八条第一項の規定の適用がある場合にあつては、比準課税標準額)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

市街化区域農地の区分		年	度	率
一	イ 単位評価額が市街化区域宅地平均価格以上であるもの(第三号ロに掲げるものを除く)	昭和四十七年度		
		昭和四十八年度		
		昭和四十九年度以降の各年度		
		昭和四十八年度		
		昭和四十九年度		
二	単位評価額が市街化区域宅地平均価格の二分の一以上市街化区域宅地平均価格未満であるもの(前号ロ及び次号ロに掲げるものを除く)	昭和四十八年度		
		昭和四十九年度		
		昭和五十年		
		昭和五十一年度以降の各年度		
		昭和五十一年度		
三	イ 単位評価額が市街化区域宅地平均価格の二分の一未満であるもの(第一号ロに掲げるものを除く)	昭和五十一年度		
		昭和五十二年		
		昭和五十三年		
		昭和五十四年度		
		昭和五十五年度以降の各年度		

(備考)

1 単位評価額とは、当該市街化区域農地の昭和四十七年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格を地積で除して得た額に三・三を乗じて得た額をいう。

2 市街化区域宅地平均価格とは、当該市町村の区域について定められた都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域の区域内の宅地の昭和四十七年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の総額を当該区域内の宅地の総地積で除して得た額に三・三を乗じて得た額として自治省令で定めるところにより算定した額をいう。

2 市街化区域農地に係る昭和四十八年度以降の各年度分の固定資産税に限り、昭和四十七年度に係る賦課期日後において前項の市街化区域農地に係る市街化区域の変更その他の政令で定める事情により新たに市街化区域農地となつた土地に対して課する各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地となつた土地が昭和四十七年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在し、かつ、同項の規定の適用があつたものとみなして、同項の規定を適用する。この場合には、市町村長は、市街化区域農地となつた土地を当該市街化区域農地となつた土地に類似する市街化区域農地の同項の表の上欄に掲げる区分によつて区分しなければならない。

3 第一項に規定する市街化区域農地の区分(前項後段の規定による区分を含む。以下本項において同じ。)については、基準年度に係る賦課期日において街路事業の施行又は災害により生じた土地の価格の著しい変動その他の政令で定める特別の事情があるため、第一項に規定する市街化区域農地の区分によること不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失す

ると市町村長が認める場合には、これを変更することができる。この場合には、同項の表の備考) 1 中昭和四十七年度とあるのは、「基準年度」とする。

4 前三項の規定は、昭和四十七年度に係る賦課期日後に都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことにより新たに市街化区域農地となつた土地(当該市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の変更その他の政令で定める事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一項本文	昭和四十七年度	市街化区域設定年度(都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められた日の属する年の翌年の一月一日(その定められた日が一月一日である場合には、その日)を賦課期日とする年度をいう。以下同じ。)
	昭和四十八年度	市街化区域設定年度の翌年度
第二項の表、 第二項及び第 三項	昭和四十九年度	市街化区域設定年度の翌翌年度
	昭和五十年年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度
	昭和五十一年度	市街化区域設定年度から起算して四年度を経過した年度
	昭和五十二年年度	市街化区域設定年度から起算して五年度を経過した年度
	昭和五十三年年度	市街化区域設定年度から起算して六年度を経過した年度
	昭和五十四年度	市街化区域設定年度から起算して七年度を経過した年度
	昭和五十五年年度	市街化区域設定年度から起算して八年度を経過した年度

5 第一項の「比準課税標準額」とは、市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該課税標準となるべき価格を求める際用いられた類似宅地に係る当該年度分の第一号に掲げる額を当該年度分の第二号に掲げる価格で除して得た数値を乗じて得た額をいう。

一 附則第十八条第一項の前年度分の固定資産税の課税標準額(次条の規定の適用がある場合にあっては、その適用前の額)に宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

二 固定資産税の課税標準となるべき価格

附則第二十条中「前二条」を「附則第十八条、附則第十九条又は前条に」、「第十六項、第十九項又は第二十一項」を「第十五項、第十八項又は第二十項に」、「及び前条第一項の昭和三十八年度分の課税標準額」を、「附則第十九条第一項の昭和三十八年度分の課税標準額又は前条第一項に規定する課税標準となるべき額」に改める。

附則第二十二条に次の一項を加える。

5 附則第十九条の二第二項の規定により読み替へて適用される第三百四十九条第二項から第六項までの規定の適用がある土地に対して課する昭和四十七年度以降の各年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替へるものとする。

土地の区分	年度	格
基準年度に係る賦課期日に所在する土地(以下「基準年度の土地」という。)	基準年度	当該土地の基準年度の価格
基準年度の土地で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第二年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合には、当該土地に類似する農地の基準年度の価格に比準する価格)
基準年度の土地で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第三年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合には、当該土地に類似する農地の基準年度の価格に比準する価格)
第二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地(以下「第二年度の土地」という。)	第二年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格
第二年度の土地で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第三年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合には、当該土地に類似する農地の基準年度の価格に比準する価格)
第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地	第三年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格

附則第二十三条中「又は附則第十九条第一項」を「附則第十九条第一項又は附則第十九条の三」に、「よるものとする」を「よるものとし、附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第一項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする」に改める。

附則第二十五条第三項第一号及び附則第二十七条中「第十六項、第十九項又は第二十一項」を「第十五項、第十八項又は第二十項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(市街化区域農地に対して課する昭和四十七年度以降の各年度分の都市計画法の特例)

第二十七条の二 附則第二十六条の規定にかかわらず、附則第十九条の三の規定の適用がある市街化区域農地に係る各年度分の都市計画法の額は、同条第一項中「固定資産税の課税標準となるべき価格(当該課税標準となるべき価格を求

昭和四十六年三月十一日 衆議院會議録第十六号 地方税法の一部を改正する法律案

める際用いられた類似宅地について附則第十八条第一項の規定の適用がある場合にあつては、比率課税標準額」とあるのは、「固定資産税の課税標準となるべき価格」として、同条の規定の例により算定した税額とする。

附則第二十八条第四項を削り、同条第三項中「附則第十八条第一項又は附則第十九条第一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、」を削り、「及び前項」を、「第二項の規定により土地課税台帳等に登録された附則第十九条の三第一項に規定する課税標準となるべき額及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「附則第十八条第一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、」を削り、「同項」を「附則第十八条第一項」に改め、「表示」を「の下に」、土地課税台帳等に登録された土地のうち市街化区域農地については、土地課税台帳等に附則第十九条の三第一項の表の上欄に掲げる市街化区域農地の区分を明らかにする表示を」を加え、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 附則第十九条の三の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、第三百八十一条に定めるもののほか、市街化区域農地については、新たに附則第十九条の三の規定が適用されることとなる年度及び基準年度において当該市街化区域農地に係る同条第一項に規定する課税標準となるべき額を土地課税台帳等に登録しなければならない。

附則第二十九条の見出し中「土地」を「市街化区域農地」に改め、同条中「昭和四十五年度分の固定資産税(上昇率が二十五倍以上である宅地等)に対して課するものに限る。」を「市街化区域農地について新たに附則第十九条の三及び附則第二十七条の二の規定が適用されることとなる年度分の固定資産税に、」土地」を「市街化区域農地」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となつた場合における固定資産税及び都市計画

税の減額

第二十九条の二 市町村は、当該年度に係る賦課期日の翌日からその年の末日までの間において市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となつた場合には、当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該市街化区域農地が当該年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして附則第十九条又は附則第二十六条の規定によつて算定した税額との差額に相当する額を当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額からそれぞれ減額するものとする。

(市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となつた場合における固定資産税及び都市計画税の還付等)

第二十九条の三 市町村長は、前条の規定により固定資産税額又は都市計画税額が減額された場合において、すでに徴収された固定資産税額又は都市計画税額が減額後の固定資産税額又は都市計画税額をこえるときは、それぞれそのこえることとなる額に相当する額を、政令で定めるところにより、還付し、又は還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の徴収等)

第二十九条の四 市町村長は、農地法第二十一条に規定する小作地(政令で定めるものを除く。)である附則第十九条の三第一項の表の第二号又は第三号に掲げる市街化区域農地につき同条の規定により算定した固定資産税額と附則第二十七条の二の規定により算定した都市計画税額との合算額が当該市街化区域農地の同法第二十一条第九項に規定する小作料の額をこえる場合において必要があるとき、当該小作料の額をこえることとなる金額を限度として、当該固定資産税又は都市計画税の納税者の申請に基づき、自治省令で定める一定の期間を限り、

その徴収を猶予することができる。

2 第十五条第四項、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の九第一項(事業の廃止等による徴収の猶予に係る部分に限る。)、第十六条、第十六条の二並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は、市町村長が前項の規定によつて徴収猶予をする場合について準用する。

(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の減免に関する自治大臣の助言)

第二十九条の五 附則第十九条の三第一項の表の第三号に掲げる市街化区域農地で、都市計画法第六十一条の規定による都市計画に關する基礎調査の結果からみて当該市街化区域農地の周辺の市街化につき相当長期の期間を要すると認められ、かつ、同法第七十一条に規定する市街化調整区域に編入することが不適当であると認められる地区内に所在するものに對して課する固定資産税及び都市計画税については、自治大臣は、市町村長に對し、市街化区域農地以外の農地との均衡を考慮し必要な減免の措置を講ずるよう適切な助言をすることができ、

附則第三十条中「又は調整対象農地とこれらの土地以外の土地とをあわせ所有する者に対して課する固定資産税額を、調整対象農地又は市街化区域農地に対して課する固定資産税の額」に改める。

附則第三十一条の見出し中「税率」を「税率等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 無水フタル酸の製造業を営む者がその事業所において直接その業務の用に使用する電気に対しては、第四百八十九条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める日から起算して三年間」とあるのは、「政令で定める日から起算して四年間」とする。

附則第三十二条中第五項から第八項までを削り、第九項を第五項とし、第十項から第十二項までを削り、同条の次に次の二条を加える。

(オリンピック冬季大会開催年における外客に対する料理飲食等消費税の特例)

第三十二条の二 道府県は、外客(出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第四条第一項各号(第十四号を除く。))に掲げる者のいずれかに該当する者(第十六号に該当する者)については、自治省令で定める者を除く。として、在留資格を認められた者及び同令第十四条から第十六条までの規定による許可を受けた者をいう。の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に對しては、当該行為が昭和四十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に行なわれたときに限り、第百十三条の規定にかかわらず、料理飲食等消費税を課することができない。

(都市計画税を課することができない区域等の特例)

第三十二条の三 第七百二条第一項の規定の適用については、都市計画法第七十一条の市街化区域及び市街化調整区域に關する都市計画が当該市町村の区域について定められるまでの間、第七百二条第一項中「うち市街化区域」とあるのは、「全部又は一部の区域で条例で定める区域」とする。

附則第三十四条第一項及び第三十五条第一項第一号中「第三十四条の二第一項」の下に、「第三十四条の三第一項」を加える。

附則第三十七条を次のように改める。

(個人の道府県民税及び市町村民税に係る賦課制限の特例)

第三十七条 昭和四十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、第三十七条の三第四項又は第三十七条の八第四項の規定の適用については、これらの規定中「租税特別措置法第三十三条、第八條の二又は」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第三十八号)附則第三十三条第一項若しくは第二項又は第四條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は読み替え

てその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第三条、第八条の二又は租税特別措置法と、「同法第四十一条の十二第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされ、又は読み替えてその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十一条の十二第一項」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び第二条の改正規定は同年六月一日から、第四百八十九条の三第一項、第四百八十九条の四、第四百八十九条の五第一項及び第四百八十九条の三項の改正規定は同年十月一日から、固定資産税及び都市計画税に關する改正規定(第三百四十八条、第三百四十九条の三、第七百二条第二項、附則第十四条第二項、附則第十五条、附則第二十条、附則第二十五条及び附則第二十七条の改正規定を除く)は昭和四十七年一月一日から施行する。(道府県民税に關する規定の適用)

第二条 改正後の地方税法以下「新法」という。

の規定中個人の道府県民税に關する部分は、昭和四十六年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に關する規定の適用)

第三条 新法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、昭和四十六年四月一日(以下「施行日」という)以後に開始する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に開始した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)附則第十三条第二項の規定により同法による改正前の租税特別措置法(昭和三十

十二年法律第二十六号)第五十六条の規定の例によることとされる法人に係る事業税の課税標準となる各事業年度の所得の計算については、改正前の地方税法以下「旧法」という。第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

2 新法第七十二条の十八の規定は、昭和四十六年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に關する規定の適用)

第四条 新法の規定中不動産取得税に關する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(娯樂施設利用税に關する規定の適用)

第五条 新法第七十二条の二の規定は、昭和四十六年七月一日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべき娯樂施設利用税について適用し、同日以前におけるゴルフ場の利用に対して課する娯樂施設利用税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に關する規定の適用)

第六条 新法第七十二条の三第一項、第七十二条の四、第七十二条の五第一項及び第七十二条の三項の規定は、昭和四十六年十月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第七十二条第一項に規定するその他の利用行為をいう)に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日以前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(狩猟免許税に關する規定の適用)

第七条 新法第二百三十七条の規定は、施行日以後に狩猟免許を受ける者に対して課すべき狩猟免許税について適用し、同日前に狩猟免許を受けた者に対して課する狩猟免許税については、

なお従前の例による。

(市町村民税に關する規定の適用)

第八条 新法の規定中個人の市町村民税に關する部分は、昭和四十六年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に關する規定の適用)

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に關する部分は、昭和四十六年度分の固定資産税から適用し、昭和四十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十八条第二項第二号の七の規定は、昭和四十五年一月二日以後において建設された同号に規定する構築物について、昭和四十六年度分の固定資産税から適用する。

3 旧法第三百四十九条の三第三項の規定は、昭和四十五年一月一日までの間に建設された同項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

4 新法第三百四十九条の三第二十一項(地上に設けられる路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産に關する部分に限る)の規定は、昭和四十五年一月二日以後において建設され、又は設置された同項に規定する家屋及び償却資産について、昭和四十六年度分の固定資産税から適用する。

5 新法附則第十五条第一項(家屋に關する部分に限る)、第三項及び第四項の規定は、昭和四十五年一月二日以後において建設され、又は新設されたこれらの規定に規定する家屋、装置又は施設について、昭和四十六年度分の固定資産税から適用する。

6 旧法附則第十五条第三項及び第四項の規定は、昭和四十二年一月二日から昭和四十五年一月一日までの間において新設されたこれらの規定に規定する装置又は施設に対して課する昭和四十六年度分及び昭和四十七年度分の固定資産

税については、なおその効力を有する。

7 次項に定めるものを除き、新法附則第十九条の二から第二十条まで、第二十二條第五項、第二十三條及び第二十八條から第三十條までの規定中市街化区域農地に對して課する固定資産税に關する部分は、昭和四十七年度分の固定資産税から適用し、昭和四十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

8 新法附則第十九条の三第一項の規定中次の各号に掲げる市街化区域農地に對して課する固定資産税の税額の算定に關する部分は、当該各号に定める年度分の固定資産税から適用し、当該各号に定める年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

一 新法附則第十九条の三 昭和四十八年度一項の表の第二号に掲げる市街化区域農地

二 新法附則第十九条の三 昭和五十一年度一項の表の第三号に掲げる市街化区域農地

(電気ガス税に關する規定の適用)

第十条 新法第四百八十九条第一項及び第二項の規定は、昭和四十六年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に取納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に取納した又は取納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 新法第四百九十条の二第一項の規定は、施行日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に取納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に取納した又は取納すべきであつた料金に係るもの)につ

昭和四十六年三月十一日 衆議院會議録第十六号

地方税法の一部を改正する法律案 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案外一案

（入湯税に關する規定の適用）

第十一條 新法第七百五十二條の規定は、施行日以後に狩猟免許を受ける者に対して課すべき入湯税について適用し、同日前に狩猟免許を受けた者に対して課する入湯税については、なお従前の例による。

（入湯税に關する規定の適用）

第十二條 新法第七百一十一條及び第七百一十二條の規定は、施行日以後における入湯に對して課すべき入湯税について適用し、同日前における入湯に對して課する入湯税については、なお従前の例による。

（都市計画税に關する規定の適用）

第十三條 次項に定めるものを除き、新法第七百二條第一項及び新法附則第二十七條の二の規定、新法附則第二十九條から第三十條の五までの規定中都市計画税に關する部分並びに新法附則第三十二條の三の規定は、昭和四十七年度分の都市計画税から適用し、昭和四十六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十九條の三第一項の表の第二号及び第三号に掲げる市街化区域農地に對して課する都市計画税に關する新法附則第二十七條の二の規定の適用については、附則第九條第八項の規定の例によるものとする。

（国民健康保険税に關する規定の適用）

第十四條 新法第七百三十三條の四第四項の規定は、昭和四十六年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に關する規定の適用）

第十五條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に關するこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六條 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部改正）

第十七條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第六項中「及び第六号の四」を「から第二号の七まで」に改める。

附則第十七項中「前項の期間内」を「昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」の間に改め、附則第十八項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

理由

地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつゝ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額並びに事業税の事業主控除の額の引上げ、不動産取得税、固定資産税等の非課税範囲の拡大、料理飲食等消費税及び電気ガス税の免税点の引上げ等を行なうほか、市街化区域内の農地に對して課する固定資産税及び都市計画税について税負担の激変緩和の措置を講じつゝ課税の適正化を図るため所要の措置を講ずるとともに、狩猟免許税、入猟税及び入湯税の税率の引上げその他地方税制の合理化を図るため所要の規定の整備をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。地方行政委員長菅太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

（菅太郎君登壇）

○菅太郎君 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、住民負担の軽減及び合理化をはかるため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額並びに事業税の事業主控除の額の引き上げ、不動産取得税、固定資産税等の非課税範囲の拡大、料理飲食等消費税及び電気ガス税の免税点の引き上げ等を行なうほか、市街化区域内の農地に對して課する固定資産税及び都市計画税について、税負担の激変緩和の措置を講じつゝ、課税の適正化をはかるため、所要の措置を講ずるとともに、狩猟免許税、入猟税及び入湯税の税率の引き上げ、その他地方税制の合理化をはかるため、所要の規定の整備を行なうとするものであります。

本案は、二月十九日本委員会に付託され、同二十三日秋田自治大臣より提案理由の説明を聴取した後、三月四日には参考人より意見を聴取するなど、本案はもとより、地方税制全般にわたって熱心に審査を行ない、三月五日質疑を終了いたしました。

三月九日討論を行ないましたところ、自由民主党を代表して中山委員は本案に賛成、日本社会党を代表して山本委員、公明党を代表して小濱委員、民社党を代表して吉田委員、及び日本共産党を代表して林委員は、本案に對しそれぞれ反対の意見を述べられました。

採決を行ないましたところ、本案は賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

なお、本案に對しまして、国、地方を通ずる税源再配分の検討と、都市税源の充実、地方独立税源の充実確保、住民税課税最低限の引き上げ、及び市街化区域内の長期営農希望者に対する固定資産税等の課税の配慮等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（船田中君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船田中君） 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第三 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（船田中君） 日程第二、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案、日程第三、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十六年一月三十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案
踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項及び第二項中「昭和四十一年度」を「昭和四十六年度」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした改正前の第三條第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同條第一項又は第二項の規定に基づいて

したものとみなす。

理 由

踏切道における交通量の増加等の状況にかんがみ、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与するため、引き続き昭和四十六年度以降五箇年間に於いて踏切道の改良を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右
港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

昭和四十六年二月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律
港灣整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十
四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和四十三年度を」昭和四十
六年度に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 港灣整備特別会計法(昭和三十六年法律第二
十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十六項を第十七項とし、第十五項を
第十六項とし、第十四項を第十五項とし、第十
三項の次に次の一項を加える。

14 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律
(昭和四十六年法律第 号)による改正前

の港灣整備緊急措置法第三条に規定する港灣
整備五箇年計画に係る港灣整備事業で国が施
行したもの(昭和四十五年度以前の年度のこ
の会計の予算で昭和四十六年度以後の年度に
繰り越したものに限り)国が施行する港灣整備
事業を含む。は、第一条第一項に規定する港
灣整備事業で国が施行するものに含まれるも

のとする。

理 由

最近における港灣取扱貨物量の増大、海上輸送
の合理化の必要性等にかんがみ、港灣整備事業の
緊急かつ計画的な実施をいつそう促進するため、
昭和四十三年度を初年度とする港灣整備五箇年計
画を昭和四十六年度を初年度とする新港灣整備五
箇年計画に改定する必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運
輸委員長福井勇君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔福井勇君登壇〕

○福井勇君 ただいま議題となりました二法律案
について、運輸委員会における審査の経過並びに
結果について御報告申し上げます。

まず、踏切道改良促進法の一部を改正する法律
案について申し上げます。

本案は、踏切道における交通量の増加等の状況
にかんがみ、交通事故の防止と交通の円滑化に寄
与するため、本法により改良すべき踏切道として
指定することができる期限を昭和四十六年度以降
五カ年間延長しようとするものであります。

本案は、一月三十日に本委員会に付託され、二
月五日橋本運輸大臣から提案理由の説明を聴取
したのであります。その詳細は会議録に譲ること
といたします。

三月九日採決いたしました結果、本案は全会
一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決し
た次第であります。

次に、港灣整備緊急措置法の一部を改正する法
律案について申し上げます。

本案は、現行港灣整備五カ年計画策定後におい
て生じた港灣貨物取り扱い量の予想外の増大傾向、
海上コンテナ輸送、フェリー輸送の新しい海上
輸送方式の本格化並びに地域開発のための新規港
灣の整備等の要請に対処するため、現行の昭和四
十三年度を初年度とする港灣整備五カ年計画を、
昭和四十六年度を初年度とするものに改定し、わ
が国港灣の整備をさらに促進しようとするもので
あります。

本案は、二月九日本委員会に付託され、翌十日橋
本運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、二月二
十三日質疑を行ない、同日質疑を終了いたしました
が、その詳細は会議録に譲ることといたします。
三月九日採決いたしました結果、本案は多数を
もって原案のとおり可決すべきものと決した次第
であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よっ
て、本案は委員長報告のとおり可決いたしましたし
た。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委
員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 入場税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第四、入場税法の一部を

改正する法律案を議題といたします。

入場税法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十六年二月二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

入場税法の一部を改正する法律

入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部
を次のように改正する。

第一条第三号中「前二号」を「前号」に改める。

第五条第一項中「三十円」を「百円(第一条第二号
及び第三号に掲げる場所に係るものについては、
三十円)」に改め、同条第二項を削る。

第六条中「前条第一項に規定する金額」及び「当
該金額」を「百円」に、「前条第二項に規定する場合
に該当するときは、同項に規定する金額」と、当該
興行場等が第一条第二号又は第三号に掲げる場所
であるときは、三十円に改める。

第七条第一項第三号中「(第十九条第一項の規定
により入場券を交付した場合においては、交付し
た入場券の数に相当する人員)」を削る。

第九条に次の一項を加える。

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第
一条(学校の範囲)に規定する学校のうち高等学
校、中学校、小学校、幼稚園その他政令で定め
るものの教員の引率により、これらの学校にお
ける教育に資するため、これらの学校の生徒、児
童又は幼児の団体を興行場等へ入場させる場合
(これらの学校の校長又は園長がその旨を証明
する場合に限る。)には、当該入場については、

入場税を課さない。

第十条第一項中「当該興行場等への入場につい
て入場料金を」第五条又は前条の規定の適用を受
ける入場料金を「以外の入場料金を」に改める。

第十九条第一項第一号中「二日を通じ、すべて」
を削る。

昭和四十六年三月十一日 衆議院會議録第十六号

入場税法の一部を改正する法律案 御売市場法案

第二十条第二項を削り、同条第三項中「無料入場券」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第三項の規定により検印を受けた特別入場券」を「第二項の規定により検印を受けた特別入場券」に改め、「第七条第一項第二号並びに」を削り、「ついで、第三項の規定により検印を受けた無料入場券は、前条第六項から第八項までの規定の適用について、それぞれを」ついで、は、「に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

第二十六条第三号中「及び無料入場券」を削り、同条第四号中「第二十条第四項及び第五項」を「第二十条第三項」に改め、「若しくは無料入場券」を削り、同条第五号中「第二十条第四項及び第五項」を「第二十条第三項」に改め、「及び無料入場券」を削り、同条第六号を削り、同条第七号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改め、「無料入場券」を削り、同項を同条第六号とする。

第二十七条第四号及び第五号中「及び無料入場券」を削る。

附則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、入場税法第十九条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた入場税については、なお従前の例による。

3 昭和四十六年四月一日以後に入場するために使用される入場券を同日前に前売りしている場合において、経営者等が当該前売りに係る入場料金(改正後の入場税法(以下「新法」といふ。))第五号又は第九号第二項の規定を適用した場合にこれらの規定に該当することとなるものに限り、これらに対して改正前の入場税法(以下「旧法」といふ。))の規定により課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額を払いもどしたとき

は、当該払いもどしが旧法第十三条第一項の規定に該当する場合を除き、当該払いもどしを新法第十三条第一項の払いもどしとし、当該払いもどしに係る金額を同項の規定による控除を受けるべき金額とみなして、新法の規定を適用する。

4 昭和四十六年四月一日前に、旧法第八号第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主権者が、同日以後に同条第八項の規定に該当することとなつた場合における同日前に徴収した入場料金に係る入場税については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「入場税法第二十条第七項を「入場税法第二十条第五項」に改める。

理 由

今次の税制改正の一環として、最近における入場税の負担の状況にかえりみ、その免税点の引上げを行なうとともに、学校の教員の引率による生徒等の団体の入場について入場税を課さないこととするほか、入場券制度を簡素化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔毛利松平君登壇〕

○毛利松平君 ただいま議題となりました入場税法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委

員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、最近における入場税負担の状況にかんがみ、競馬場、競輪場等を除く映画、演劇、音楽等の一般の興行場への入場について、その免税点を、現行の三十円から百円に引き上げるとともに、現在五十円の特別の免税点が設けられております学校の生徒等の団体入場について、その範囲に高等学校の生徒を加えた上、これをすべて非課税とし、あわせて、入場券制度の簡素化をはかるため、免税点以下の入場及び無料の入場について、入場券の交付義務を廃止しようとするものであります。

本案につきましては、審査の結果、去る三月五日質疑を終了いたしました。同日、広瀬秀吉君外三名より、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の四党共同提案にかかる修正案が提出されました。

修正案の要旨は、競馬場、競輪場等を除く一般の入場について、免税点を現案の百円から千円に引き上げるとともに、その税率を現行の一〇%から五%に引き下げようとするものであります。

次いで、原案及び修正案の両案を一括して討論を行ないましたところ、自由民主党を代表して吉田実君より、原案に賛成、修正案に反対、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の四党を代表して竹本孫一君より、原案に反対、修正案に賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

続いて採決を行ないましたところ、修正案は少数をもって否決され、よって、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 御売市場法案(第六十三回国会、内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第五、御売市場法案を議題といたします。

御売市場法案 右 国会に提出する。

昭和四十五年四月三日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

御売市場法 目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 御売市場整備基本方針等(第四条—第六条)

第三章 中央御売市場

第一節 開設(第七条—第十四条)

第二節 御売業者等(第十五条—第三十三条)

第三節 売買取引(第三十四条—第四十七条)

第四節 監督(第四十八条—第五十一条)

第五節 雑則(第五十二条—第五十四条)

第四章 地方御売市場

第一節 開設及び御売の業務についての許可(第五十五条—第六十条)

第二節 業務についての規制及び監督(第六十一条—第六十六条)

第三節 雑則(第六十七条—第六十九条)

第五章 御売市場審議会及び都道府県御売市場審議会(第七十条—第七十一条)

第六章 雑則(第七十二条—第七十六条)

第七章 罰則(第七十七条—第八十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品（一般消費者の日常生活と密接な関係を有するその他の農畜水産物で政令で定めるものを含む。）をいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中枢的拠点となることに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。

4 この法律において「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいう。

(名称の制限)

第三条 中央卸売市場又は地方卸売市場の名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いてはならない。

2 卸売市場であつて中央卸売市場又は地方卸売市場でないものの名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いてはならない。

市場でないものの名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いてはならない。

第二章 卸売市場整備基本方針等

(卸売市場整備基本方針)

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針（以下「卸売市場整備基本方針」という。）を定めなければならない。

2 卸売市場整備基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標
- 二 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種別、規模、配置及び構造に関する基本的指標
- 三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する基本的な事項
- 四 卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行なう者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標
- 五 その他卸売市場の整備に関する重要事項

3 農林大臣は、卸売市場整備基本方針を定めようとするときは、卸売市場審議会の意見をきかなければならない。

4 農林大臣は、卸売市場整備基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 農林大臣は、政令で定めるところにより、中央卸売市場の整備を図るための計画（以下「中央卸売市場整備計画」という。）を定めなければならない。

2 中央卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針に即するものでなければならない。

- 一 生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市で中央卸売市場を開設することが必要と認められるものの名称及びその取扱品目の適正化又はその施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場の名称
- 二 取扱品目の設定又は変更に関する事項
- 三 施設の改良、造成又は取得に関する事項
- 四 その他中央卸売市場の整備を図るために必要な事項

場整備基本方針に即するものでなければならない。

第三章 卸売市場

第一節 開設

3 都道府県知事は、都道府県卸売市場整備計画を定めようとするときは、当該都道府県の区域内の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県卸売市場整備計画を定めるときは、遅滞なく、これを農林大臣に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、都道府県卸売市場整備計画の変更について準用する。

7 農林大臣は、中央卸売市場整備計画を定めようとするときは、卸売市場審議会の意見をきくとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。

4 農林大臣は、中央卸売市場整備計画を定めるときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、中央卸売市場整備計画の変更について準用する。

6 都道府県卸売市場整備計画（都道府県卸売市場整備計画）

2 都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。

- 一 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に即する卸売市場の適正な配置の方針
- 二 その区域における生鮮食料品等の流通事情に即する近代的な卸売市場の立地並びに施設の種別、規模、配置及び構造に関する指標
- 三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項
- 四 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県卸売市場整備計画を定めようとするときは、当該都道府県の区域内の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県卸売市場整備計画を定めるときは、遅滞なく、これを農林大臣に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、都道府県卸売市場整備計画の変更について準用する。

7 農林大臣は、中央卸売市場整備計画を定めようとするときは、卸売市場審議会の意見をきくとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。

2 農林大臣は、開設区域を指定しようとするときは、卸売市場審議会の意見をきくとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。

3 前三項の規定は、開設区域の変更について準用する。

8 次各号のいずれかに該当する地方公共団体は、農林大臣の認可を受けて、開設区域において中央卸売市場を開設することができる。

一 都道府県又は政令で定める数以上の人口を有する市で、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するもの

二 農林大臣は、開設区域を指定しようとするときは、卸売市場審議会の意見をきくとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。

3 前三項の規定は、開設区域の変更について準用する。

8 次各号のいずれかに該当する地方公共団体は、農林大臣の認可を受けて、開設区域において中央卸売市場を開設することができる。

一 都道府県又は政令で定める数以上の人口を有する市で、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するもの

二 中央卸売市場の開設に関する事務を共同処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合で、前号に掲げる都道府県又は市の一以上が加入し、かつ、当該開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの(認可の申請)

第九条 前条第一号又は第二号に該当する地方公共団体は、同条の認可を受けようとするときは、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、農林大臣に提出しなければならない。

二 前項の業務規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 中央卸売市場の位置及び面積

二 取扱品目

三 開設の期日及び時間

四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法

五 卸売の業務を行なう者に関する事項

六 卸売の業務を行なう者以外の関係事業者に関する事項(この章において業務規程で定めらるべきものとされた事項に限る。)

七 施設の使用料

八 第一項の事業計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱品の数量及び金額の見込み

二 施設の種類、規模、配置及び構造

三 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画

(認可の基準)

第十條 農林大臣は、第八條の認可の申請が次の各号に掲げる基準に適合する場合でなければ、同条の認可をしてはならない。

一 当該申請に係る中央卸売市場の開設が中央卸売市場整備計画に適合するものであること。

二 当該申請に係る中央卸売市場がその開設区域

域における生鮮食料品等の卸売の中核的拠点として適切な場所に開設され、かつ、相当の規模の施設を有するものであること。

三 業務規程の内容が法令に違反せず、かつ、業務規程に規定する前条第二項第三号から第七号までに掲げる事項が中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保する見地からみて適切に定められていること。

四 事業計画が適切で、かつ、その遂行が確実と認められること。

(業務規程に規定する事項等の変更)

第十一條 第八條の認可を受けた地方公共団体(以下この章において「開設者」という。)は、第九條第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第二号に掲げる事項の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

二 前条の規定は、前項の認可について準用する。

(開設の促進等の勧告)

第十二條 農林大臣は、中央卸売市場整備計画の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ卸売市場審議会の意見をきいて、中央卸売市場整備計画で定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体又は当該都市の周辺の地域を管轄する地方公共団体に対し、中央卸売市場の開設を促進し、一体として中央卸売市場を開設し、又は開設される中央卸売市場の位置、規模等について調整を図るべき旨の勧告をすることができる。

(中央卸売市場開設運営協議会)

第十三條 第八條第一号若しくは第二号に該当する地方公共団体又は開設者は、中央卸売市場の開設又はその業務の運営に關し必要な事項を調査審議させるため、条例で、中央卸売市場開設運営協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

二 協議会の委員は、学識経験のある者のうちから、協議会を設置する前項の地方公共団体又は開設者が委嘱する。この場合において、当該地方公共団体又は開設者は、当該中央卸売市場に係る開設区域の全部又は一部を管轄する他の地方公共団体と協議して、当該他の地方公共団体の代表者又は職員を協議会の委員に委嘱することができる。

三 前二項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会を設置する第一項の地方公共団体又は開設者が条例で定める。

(廃止の認可)

第十四條 開設者は、中央卸売市場を廃止しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

二 農林大臣は、中央卸売市場の廃止によつて一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがないと認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

(卸売業務の許可)

第十五條 中央卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、農林大臣の許可を受けなければならない。

二 前項の許可は、農林省令で定める市場(以下この章において単に「市場」という。)及び農林省令で定める取扱品目の部類(以下この章において単に「取扱品目の部類」という。)ごとに行なう。

(許可の申請)

第十六條 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者を経由して農林大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の氏名

三 前条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なおうとする市場及び取扱品目

二 開設者は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を附して、その申請書を農林大臣に進達しなければならない。

三 第一項の申請書には、農林省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第十七條 農林大臣は、第十五條第一項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 申請者が、第四十九條第一項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 申請者が、第四十九條第一項第二号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。又は同項第三号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、これらの処分の日から起算して三年を経過しないものであるとき。

五 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち前各号の一に該当する者があるものであるとき。

六 申請者が中央卸売市場における卸売の業務

を適確に遂行することができる知識及び経験を有する者でないとき。

七 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額（その者が他の取扱品目の部類について第十五条第一項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあっては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つていないとき。

八 業務規程で中央卸売市場において卸売の業務を行なう者の数の最高限度が定められている場合にあっては、その許可をすることによつて第十五条第一項の許可を受けた者（以下この章において「卸売業者」という。）の数が当該最高限度をこえることとなるとき。

農林大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしないことができる。

一 申請者が、第二十五条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるとき。

二 申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を開始するときは、当該中央卸売市場の卸売業者の間に過度の競争が行なわれ、その結果当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあると認められるとき。

三 第一項第七号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、農林省令で定めるところにより計算するものとする。

（処分の手続）

第十八条 農林大臣は、第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分をしようとするときは、開設者の意見を尊重しなければならない。

（純資産額）

第十九条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、中央卸売市場の業務の規模、卸売の業務を行なう者の数の最高限度その他の事情を考慮して、農林大臣が定める。

二 農林大臣は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類が二以上ある場合にあっては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つていないことが明らかとなつたときは、当該卸売業者に対し、中央卸売市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

三 農林大臣は、前項の規定による処分の日から起算して六月以内に、当該処分を受けた者から農林省令で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となつた旨の申出があつた場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

四 農林大臣は、第二項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該期間内に当該申出があつても農林大臣がこれを相当と認めることができないとき（当該期間内に二以上の申出があつたときは、その申出のすべてについて農林大臣が相当と認めることができる）は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。

五 農林大臣は、第二項又は前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に対し、相当な期間を置いたうえ、期日、場所及び処分の原因となつた理由を通知して公開による聴聞を行ない、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えなければならない。

第二十條 卸売業者は、農林省令で定めるところにより、毎年二回、農林大臣に対し、その純資産額を報告しなければならない。

第二十七條第三項の規定は、前項の純資産額について準用する。

（営業の譲渡及び譲受け並びに合併）
第二十一條 卸売業者が営業（中央卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて農林大臣の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

二 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について農林大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、卸売業者の地位を承継する。

三 第一項又は前項の認可を受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、開設者を經由して申請書を農林大臣に提出しなければならない。

四 第十六條第二項及び第三項、第十七條並びに第十八條の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。この場合において、第十六條第二項中「前項の申請書」とあるのは、「第二十一條第三項の申請書」と、申請書とあるのは、その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人と、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは、「第二十一條第三項の申請書」と、第十七條第一項及び第二項中「第十五條第一項の許可の申請」とあるのは、「第二十一條第一項又は第二項の認可の申請」と、申請書とあるのは、その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人と、第十八條中「第十五條第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは、「第一

第二十一條第一項若しくは第二項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替へるものとする。

二十九條第一項の認可を受けた営業の譲受けに係る営業の譲渡及び譲受けは、第一項の規定の適用については、同項の認可を受けた営業の譲渡及び譲受けとみなし、同条第一項の認可を受けた合併は、第二項の規定の適用については、同項の認可を受けた合併とみなす。

（相続）
第二十二條 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の中央卸売市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行なつていた中央卸売市場における卸売の業務を引き継ぎ営もうとするときは、被相続人の死亡後六十六日以内に、農林大臣の認可を受けなければならない。

二 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第十五條第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

三 第一項の認可を受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、開設者を經由して申請書を農林大臣に提出しなければならない。

四 第十六條第二項及び第三項、第十七條並びに第十八條の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第十六條第二項中「前項の申請書」とあり、又は同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは、「第二十二條第三項の申請書」と、第十七條第一項及び第二項中「第十五條第一項の許可の申請」とあるのは、「第二十二條第一項の認可の申請」と、第十八條中「第十五條第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは、「第二十二條第一項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替へるものとする。

五 第一項の認可を受けた者は、卸売業者の地位

を承継する。

(兼業業務等の届出)

第二十三条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務(以下この項及び次条において「兼業業務」という)を営もうとするときは、農林省令で定めるところにより、その兼業業務に関する事業計画を添附し、その旨を開設者を経由して農林大臣に届け出なければならぬ。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 卸売業者は、他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、卸売業者がその法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして農林省令で定める関係をいう。以下同じ)を持つに至つたときは、農林省令で定めるところにより、その旨を開設者を経由して農林大臣に届け出なければならぬ。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。

(名称変更等の届出)

第二十四条 卸売業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を開設者を経由して農林大臣に届け出なければならぬ。

- 一 第十五条第一項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 二 第十五条第一項の許可に係る卸売の業務を廃止したとき。
- 三 第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたとき。
- 四 兼業業務の全部を廃止したとき。
- 五 他の法人に対する支配関係の全部がなくなつたとき。

(許可の取消し)

第二十五条 農林大臣は、卸売業者が第十七条第一項第一号又は第二号のいずれかに規定する者に該当することとなつたとき(卸売業者が法人

である場合において、その業務を執行する役員のうちこれら各号のいずれかに規定する者に該当する者があることとなつたときを含む)は、第十五条第一項の許可を取り消さなければならぬ。

2 農林大臣は、卸売業者が次の各号の一に該当するときは、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに第十五条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内に中央卸売市場における卸売の業務を開始しないとき。
- 二 正当な理由がないのに引き続き一月以上中央卸売市場における卸売の業務を休止したとき。

3 第十九条第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(卸売業者の保証金)

第二十六条 卸売業者は、農林省令で定めるところにより、第十五条第一項の許可に係る市場及び取扱品目の部類ごとに、開設者に保証金を預託した後でなければ、中央卸売市場における卸売の業務を開始してはならない。

2 前項の保証金は、農林省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他農林省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

3 開設者は、中央卸売市場につき卸売業者から收受する使用料、保管料及び手数料に関し、当該卸売業者が預託した第一項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

4 卸売業者に対して中央卸売市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第一項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

5 第三項の優先して弁済を受ける権利は、前項

の優先して弁済を受ける権利に優先する。

(事業年度)

第二十七条 卸売業者の事業年度は、四月から翌年三月まで又は四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。

(事業報告書の提出)

第二十八条 卸売業者は、事業年度ごとに、農林省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に、これを開設者を経由して農林大臣に提出しなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十九条 卸売業者の間における過度の競争による弊害を防止し中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要がある場合において、当該卸売業者があら

じめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間においてその営業の譲受け若しくは合併又はあらかじめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間において締結する卸売の業務に係る取引条件に関する協定(卸売業者の取り扱う生鮮食料品等の価格、品質又は数量に関するものを除く)及びこれに基づいてする行為並びに卸売業者と当該中央卸売市場の取扱品目につき当該中央卸売市場に係る開設区域内に開設された他の卸売市場において卸売の業務を行なう者(以下この条において「他市場卸売業者」という)との間における過度の競争による弊害を防止し当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要がある場合において、当該卸売業者があら

じめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間においてその営業の譲受け若しくは合併又はあらかじめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間において締結する卸売の業務に係る取引条件に関する協定(卸売業者の取り扱う生鮮食料品等の価格、品質又は数量に関するものを除く)及びこれに基づいてする行為並びに卸売業者と当該中央卸売市場の取扱品目につき当該中央卸売市場に係る開設区域内に開設された他の卸売市場において卸売の業務を行なう者(以下この条において「他市場卸売業者」という)との間における過度の競争による弊害を防止し当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要がある場合において、当該卸売業者があら

じめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間においてその営業の譲受け若しくは合併又はあらかじめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間において締結する卸売の業務に係る取引条件に関する協定(卸売業者の取り扱う生鮮食料品等の価格、品質又は数量に関するものを除く)及びこれに基づいてする行為並びに卸売業者と当該中央卸売市場の取扱品目につき当該中央卸売市場に係る開設区域内に開設された他の卸売市場において卸売の業務を行なう者(以下この条において「他市場卸売業者」という)との間における過度の競争による弊害を防止し当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要がある場合において、当該卸売業者があら

じめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間においてその営業の譲受け若しくは合併又はあらかじめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間において締結する卸売の業務に係る取引条件に関する協定(卸売業者の取り扱う生鮮食料品等の価格、品質又は数量に関するものを除く)及びこれに基づいてする行為並びに卸売業者と当該中央卸売市場の取扱品目につき当該中央卸売市場に係る開設区域内に開設された他の卸売市場において卸売の業務を行なう者(以下この条において「他市場卸売業者」という)との間における過度の競争による弊害を防止し当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要がある場合において、当該卸売業者があら

じめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間においてその営業の譲受け若しくは合併又はあらかじめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間において締結する卸売の業務に係る取引条件に関する協定(卸売業者の取り扱う生鮮食料品等の価格、品質又は数量に関するものを除く)及びこれに基づいてする行為並びに卸売業者と当該中央卸売市場の取扱品目につき当該中央卸売市場に係る開設区域内に開設された他の卸売市場において卸売の業務を行なう者(以下この条において「他市場卸売業者」という)との間における過度の競争による弊害を防止し当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要がある場合において、当該卸売業者があら

該当するときは、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき。

二 その認可を受けて締結された協定につき、第三十二条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第三項の請求に応じ、農林大臣が当該協定について次条の規定による処分をした場合を除く)。

2 第三十二条第三項の規定による請求が前項の認可を受けて締結された協定の定めの一部について行なわれたときは、同項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、当該協定のうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には、適用しない。

3 農林大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る営業の譲受け若しくは合併又は協定が次の各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、これを認可しなければならない。

一 その営業の譲受け若しくは合併又はその協定の内容及び当該卸売業者の間又は当該卸売業者と当該他市場卸売業者との間における過度の競争による弊害を防止し当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要かつ最小限度のものであること。

二 その営業の譲受け若しくは合併又はその協定の内容及び当該卸売業者の間又は当該卸売業者と当該他市場卸売業者との間における過度の競争による弊害を防止し当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要かつ最小限度のものであること。

三 その協定に参加し又はその協定から脱退することを不当に制限しないこと。

四 一般消費者及び関係事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

五 その営業の譲受けに係る営業の譲渡及び譲受け又はその合併(卸売業者と他市場卸売業者が合併して卸売業者が存続する場合を除く)について、第二十一条第一号又は第二項の認可の申請があつたときは、その認可をすることが相当と認められること。

4 第一項の認可を受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、当該中央卸売市場の開設者を経由して申請書を農林大臣に提出しなければならない。

5 第十六条第二項及び第三項並びに第十八条の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項の申請書」とあるのは「第二十九条第四項の申請書」と、「申請書」とあるのは「その申請に係る営業の議受け若しくは合併又は協定についての意見及びその申請が営業の議受け又は合併に係るものである場合にあっては議受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「第二十九条第四項の申請書」と、第十八条中「第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第二十九条第一項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替へるものとする。

(協定の變更命令又は認可の取消し)
第三十条 農林大臣は、前条第一項の認可をした協定が同条第三項第一号から第四号までに掲げる要件の全部又は一部に適合するものでなくなつたと認めるときは、当該協定を締結した者に對し、その變更を命じ、又は同条第一項の認可を取り消さなければならぬ。

(協定の廃止の届出)
第三十一条 卸売業者は、第二十九条第一項の認可を受けて締結した協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を開設者を経由して農林大臣に届け出なければならぬ。

(公正取引委員会との関係)
第三十二条 農林大臣は、第二十九条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 農林大臣は、第三十条の規定による処分をしたときは、又は前条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第二十九条第一項の認可を受けて締結された協定が同条第三項第一号から第四号までに掲げる要件の全部又は一部に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に對し、第三十条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(仲卸業務の許可)

第三十三条 中央卸売市場における仲卸しの業務(開設者が中央卸売市場内に設置する店舗において当該中央卸売市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)は、開設者の許可を受けた者でなければ、行なつてはならない。

2 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに、
3 開設者は、次項の規定により仲卸しの業務を行なう者を置かない旨の定めをした市場及び取扱品目の部類を除き、市場及び取扱品目の部類ごとに、業務規程で、仲卸しの業務を行なう者の許可の基準、数の最高限度、保証金その他農林省令で定める事項を定めなければならない。
4 開設者は、市場の業務の規模、取扱品目の性質、取引の状況等に照らし、市場及び取扱品目の全部又は一部について仲卸しの業務を行なう者を置く必要がないと認めるときは、業務規程で、仲卸しの業務を行なう者を置かない市場及び取扱品目の部類を定めることができる。

第三節 売買取引

(せり売又は入札の原則)

第三十四条 卸売業者は、中央卸売市場において行なう卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等

品等で農林省令で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等で農林省令で定めるもの(以下「特定物品」と総称する。)のうちせり売又は入札の方法以外の方法によるものが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。

二 災害の発生その他の農林省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めたと

(許可に係る卸売以外の販売の禁止)

第三十五条 卸売業者は、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう中央卸売市場に係る開設区域内においては、当該許可に係る卸売の業務としてする場合を除き、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしてはならない。

(差別的取扱の禁止等)

第三十六条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務に關し、出荷者又は仲卸業者(第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)若しくは売買参加者(中央卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき市場及び取扱品目の部類ごとに業務規程で定めるところにより開設者の承認を受けた者をいう。以下同じ。)に對して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第三十七条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者(その卸売業者の当該卸売の業務に係る市場

及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について第三十三条第一項の許可を受けた卸売業者並びに当該同一の市場及び取扱品目の部類について前条第一項に規定する承認を受けた売買参加者に限る。以下この条において同じ。)以外の者に對して卸売をしてはならない。ただし、当該市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の農林省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならぬと認めるときは、この限りでない。

(自己の計算による卸売の禁止)

第三十八条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一 特定物品のうち当該中央卸売市場外におけるその取引の状況等に照らし卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。

二 出荷者の計算において行なう卸売の方法によつては生鮮食料品等の出荷を受けることが著しく困難な場合その他の農林省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規定で定めるところにより、開設者が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるとき。

(市場外にある物品の卸売の禁止)
第三十九条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、当該中央卸売市場に係る開設区域内において開設者が指定する場所(農林省令で定める特別の事情がある場合にお

いて、農林省令で定めるところにより、農林大臣が当該開設区域の周辺の地域における一定の場所を指定したときは、その場所を含むに於ける生鮮食料品等については、この限りでない。

(卸売業者の業務の規制)

第四十四条 卸売業者は、第三十三条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう中央卸売市場に於ける卸売のせりを行なうことを制限しなければならない。

第四十条 卸売業者(その役員及び使用人を含む)は、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買受けてはならない。

(卸売業者の業務の規制)

第四十四条 卸売業者は、第三十三条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう中央卸売市場に於ける卸売のせりを行なうことを制限しなければならない。

第四十一条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報酬を受けてはならない。

(報告及び検査)

第四十八条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対して、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第四十二条 卸売業者は、業務規程で定めるところにより、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、開設者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(報告及び検査)

第四十八条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対して、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 開設者は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、当該受託契約約款を農林大臣に届け出なければならない。

(報告及び検査)

第四十八条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対して、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第四十三条 卸売業者が中央卸売市場において行なう卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が開設者の行なう登録を受けている者でなければならない。

(報告及び検査)

第四十八条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対して、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 開設者は、第一項の登録に係るせり人が中央卸売市場における卸売の公正を害し又は害するおそれがある行為をしたときは、業務規程で定めるところにより、その者に係る同項の登録を取り消し、又はその者が中央卸売市場における卸売のせりを行なうことを制限しなければならない。

(報告及び検査)

第四十八条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対して、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 開設者は、前項の生鮮食料品等について、農林省令で定めるところにより、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格を、すみやかに公表しなければならない。

開設者又は卸売業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は開設者にあつては第一号、卸売業者にあつては第二号若しくは第三号に掲げる処分をすることができる。

(市況等に関する報告)

第四十七条 開設者は、農林省令で定めるところにより、前条第一項の生鮮食料品等についての毎月の市況並びに卸売業者の卸売の数量及び金額を農林大臣に報告しなければならない。

一 中央卸売市場の開設の認可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて中央卸売市場の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

第四十六条 開設者は、中央卸売市場の各市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の卸売が開始される時までに、その日の主要な品目の入荷数量その他農林省令で定める事項を当該各市場の見易い場所に掲示しなければならない。

二 第十五条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 開設者は、この法律の施行に必要な限度において、卸売業者若しくは卸売業者に対して、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

三 卸売業者が法人である場合には、その業務を執行する役員で当該違反行為をしたものの解任を命ずること。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

二 第三十三条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

第四十九条 農林大臣は、開設者又は卸売業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該

三 第三十六条第一項に規定する承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて中央卸売市場への入場の停止を命ずること。

第四十九条 農林大臣は、開設者又は卸売業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該

三 第三十六条第一項に規定する承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて中央卸売市場への入場の停止を命ずること。

(必要な改善措置をとるべき旨の勧告又は命令)
第五十一条 農林大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者に対し、中央卸売市場の施設の改善、業務規程の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣又は開設者は、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 開設者は、中央卸売市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第五節 雑則

(開設者の報告事項)

第五十二条 開設者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

- 一 第十九条第二項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第二号若しくは第三号の規定による処分をすべき理由があると認めるとき。
- 二 第四十五条の規定により中央卸売市場における売買取引の制限をしたとき。
- 三 第五十条の規定による処分をしたとき。
- 四 中央卸売市場につき、臨時に開市し、又は休業したとき。

(告示事項)

第五十三条 農林大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつたときも、同様とする。

- 一 第七条第一項の規定による指定をしたとき。
- 二 第八条又は第十四条第一項の認可をしたとき。
- 三 第十五条第一項の許可をしたとき。
- 四 第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第一号若しくは第二号の規定による処分をしたとき。

(都道府県知事の経由)
第五十四条 この章又はこの章に基づく命令の規定により農林大臣に対してする許可若しくは認可の申請、届出又は報告は、都道府県知事を経由しなければならない。ただし、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が開設する中央卸売市場に係る当該許可若しくは認可の申請、届出又は報告については、この限りでない。

2 前項本文の場合において、都道府県知事は、当該許可若しくは認可の申請、届出又は報告について意見があるときは、意見を附して、これらに關する書類を農林大臣に進達するものとする。

第四章 地方卸売市場

第一節 開設及び卸売の業務についての許可

第五十五条 地方卸売市場を開設しようとする者は、

は、都道府県の条例で定めるところにより、市場ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第五十六条 前条の許可を受けようとする者は、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、地方卸売市場の位置及び面積、取扱品目その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。

3 第一項の事業計画には、施設の種類、規模、配置及び構造その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。

(許可の基準)

第五十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同条の許可をしてはならない。

- 一 申請者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 二 申請者が、第六十五条第二項第一号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 三 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第一号又は前号に該当する者が

あるものであるとき。

四 申請者が地方卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有しない者であるとき。

五 業務規程の内容が法令(この章の規定に基づく都道府県の条例を含む)に違反するとき。

六 事業計画が適切でないか、又はその遂行が確実と認められないとき。

2 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請者が第六十五条第二項第二号若しくは第三号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき、その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし配置の適正を欠くと認めるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで不適当であると認めるときは、同条の許可をしないことができる。

(卸売業務の許可)

第五十八条 地方卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場及び取扱品目の部類ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請は、申請者が当該地方卸売市場を開設する者と異なる場合にあつては、当該開設する者を経由してしなければならない。

3 第十六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

「前項の申請書」とあるのは「第五十八条第一項の許可の申請書」と、「当該中央卸売市場」とあるのは「当該地方卸売市場」と、「農林大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(許可の基準)

第五十九条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、申請者が第五十七条第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する者に該当するとき、又は申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないことを認めるときは、同項の許可をしてはならない。

(廃止の許可)

第六十条 第五十五条の許可を受けた者（以下この章において「開設者」という。）は、地方卸売市場を廃止しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第二節 業務についての規制及び監督

(差別的取扱の禁止)

第六十一条 開設者又は第五十八条第一項の許可を受けた者（以下この章において「卸売業者」という。）は、地方卸売市場における業務の運営に關し、出荷者、買受人その他地方卸売市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(せり売又は入札の原則)

第六十二条 卸売業者は、地方卸売市場において行なう卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、取引の状況等に照らしせり売又は入札の方法によることが不適当と認められる場合であつて、開設者が都道府県の条例で定めるところにより業務規程をもつて定めるときは、この限りでない。

（入荷数量等の公表）

第六十三条 開設者は、都道府県の条例で定めるところにより、地方卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の入荷数量並びに卸売業者の卸売の数量及び価格を公表しなければならない。

（業務規程の変更）

第六十四条 開設者は、業務規程を変更しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 第五十七条第一項（同項第五号に係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。

(許可の取消し等)

第六十五条 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が第五十七条第一項第一号に規定する者に該当するに至つたとき（開設者又は卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち同号に規定する者に該当する者があつたときを含む。）又はその業務を行なうのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第五十五条又は第五十八条第一項の許可を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命じ、又は第五十五条若しくは第五十八条第一項の許可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基づく命令、この章の規定に基づく都道府県の条例又は業務規程に違反したとき。

二 第五十五条又は第五十八条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。

三 正当な理由がないのに引き続き一年以上その業務を休止したとき。

第十九条第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(報告及び検査)

第六十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三節 雑則

(中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場)

第六十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請が中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場に係るものであるときは、意見を附して農林大臣に報告し、農林大臣の意見を求めなければならない。

2 都道府県知事は、中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場について、第五十五条若しくは第五十八条第一項の許可をしたとき、又は第六十五条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(都道府県の条例で規定する事項)

第六十八条 この章に規定するもののほか、地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(農林大臣への報告等)

第六十九条 農林大臣は、都道府県知事に対し、地方卸売市場に關し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は地方卸売市場の行政に關し必要な助言若しくは勧告をすることができる。

第五章 卸売市場審議会及び都道府県卸売市場審議会

第七十条 農林省に、卸売市場審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、農林大臣の諮問に應じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員十人以上以内で組織する。

5 委員は、学識経験のある者のうちから農林大臣が任命する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県卸売市場審議会)

第七十一条 都道府県は、都道府県知事の諮問に應じ卸売市場に關する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県卸売市場審議会を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、都道府県卸売市場審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第六章 雑則

(助成)

第七十二条 国は、第八条第一号又は第二号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体が中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得をする場合においては、当該地方公共団体に對し、予算の範囲内において、当該施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場整備計画又は都道府県卸売市場整備計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。

(合併等の場合の課税の特例)

第七十三条 農林大臣は、政令で定めるところに

より、地方卸売市場を開設する者で地方公共団体以外のもので又は中央卸売市場若しくは地方卸売市場において卸売の業務を行なう者（以下この条において「開設者等」と総称する。）に対し、その者が他の法人である開設者等と合併し、又は他の法人である開設者等に對し出資し、若しくは他の開設者等とともに出資して法人である開設者等を設立することにより、当該開設者等の事業の生産性が著しく向上し、かつ、当該開設者等が開設する地方卸売市場が卸売市場整備基本方針において定められた第四条第二項第二号の基本的指標に適合し又は当該開設者等が卸売市場整備基本方針において定められた同項第四号の目標に達することとなると認められる旨の認定をすることができる。

2 前項の認定を受けた法人が政令で定める期間内に当該認定を受けたところに従つて合併した場合においては、当該法人の当該合併に係る清算所得については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税を軽減する。

3 第一項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又は当該認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が当該認定に係る次の事項について受ける登記については、租税特別措置法で定めるところにより、登録免許税を軽減する。

一 会社の設立又は資本若しくは出資の増加
二 法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産の取得

（条例との関係）

第七十四条 この法律の規定は、地方公共団体が、卸売市場であつて中央卸売市場及び地方卸売市場以外のものの開設又は当該卸売市場における業務に関し、条例で必要な規制を行なうことを妨げるものではない。

（許可又は認可の制限又は条件）
第七十五条 この法律の規定による許可又は認可には、制限又は条件を附することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（権限の委任）

第七十六条 この法律に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第七章 罰則

第七十七条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条第一項の規定に違反して中央卸売市場において卸売の業務を行なつた者

二 偽りその他不正の手段により第十五条第一項の許可を受けた者

三 第十九条第二項の規定による命令に違反した者

四 第四十九条第一項第二号の規定による命令に違反した者

五 第七十五条第一項の規定により附された第十五条第一項の許可の制限又は条件に違反した者

第七十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十五条の規定に違反して地方卸売市場を開設した者

二 偽りその他不正の手段により第五十五条の許可を受けた者

三 第五十八条第一項の規定に違反して地方卸売市場において卸売の業務を行なつた者

四 偽りその他不正の手段により第五十八条第一項の許可を受けた者

五 第六十五条第二項の規定による命令に違反した者

六 第七十五条第一項の規定により附された第十五条又は第五十八条第一項の許可の制限又は条件に違反した者

第七十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十三条又は第二十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十六条第一項の規定に違反した者

四 第二十八条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

五 第三十三条第一項の規定に違反した者

六 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第四十九条第一項第三号の規定による命令に違反した者

第八十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条第二項又は第六十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第六十条の規定に違反して地方卸売市場を廃止した者

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第八十二条 第三条第二項の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十七条の規定は昭和四十六年四月一日から、第四章（これに係る罰則を含む）の規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（中央卸売市場法の廃止）

第二条 中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（名称の使用制限についての経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に地方卸売市場と云ふ文字をその名称中に用いている卸売市場については、第三条第二項の規定は、この法律の施行後九月間は、適用しない。

（中央卸売市場整備計画についての経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に旧法第七條ノ二第一項の規定により定められている中央卸売市場の開設及び整備に関する計画は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに第五條第一項の規定により中央卸売市場整備計画が定められたときは、その定められた日）までの間は、第五條第一項の規定により定められた中央卸売市場整備計画とみなす。

（開設区域についての経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に旧法第一條第一項の規定により指定されている同項の指定区域は、第七條第一項の規定により指定された中央卸売市場開設区域とみなす。

（既設の中央卸売市場についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二條の認可を受けて開設されている中央卸売市場（以下「既設市場」という。）は、第八條の認可を受けて開設された中央卸売市場とみなす。

2 この法律の施行の際現に効力を有する既設市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して九月を経過する日(その日までに次項の規定による申請に対する同項の認可の処分があつた既設市場にあつては、当該認可に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の規定による申請に対する同項の認可又は認可の拒否の処分があつた既設市場にあつては、当該認可又は認可の拒否の処分があつた日(当該認可の効力があつた日後に当該認可に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日)までは、第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

3 既設市場を開設している地方公共団体は、この法律の施行の日から起算して七月を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、当該既設市場につき第三章の規定に適合する業務規程を定め、農林大臣に対し、その認可の申請をしなければならない。

4 第十条(同条第三号に係る部分に限る。)の規定は、前項の認可について準用する。

5 第三項の認可を受けた業務規程は、第三章の規定により定められたものとみなす。

(中央卸売市場の卸売業者についての経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に旧法第十条の許可を受けて卸売の業務を行なっている者は、第十五条第一項の許可を受けた者とみなす。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の際現に他の法人に対する支配関係を持つてるときは、この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、その旨を開設者を経由して農林大臣に届け出なければならない。ただし、その日までに当該支配関係の全部がなくなつたときは、この限りでない。

3 前項の規定による届出は、第二十三条第二項後段(これに係る罰則を含む。)の規定の適用については、同項前段の規定による届出とみなす。

4 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(地方卸売市場に關する経過措置)
第八条 第四章の規定の施行の際現に地方卸売市場を開設している者又は地方卸売市場において卸売の業務を行なっている者は、同章の規定の施行の日から一年間は、第五十五条又は第五十八条第一項の許可を受けずに、引き続きその業務を行なうことができる。その者がその期間内に第五十五条又は第五十八条第一項の許可の申請をした場合において、許可又は許可の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(その他の処分、手続等についての経過措置)
第九条 附則第四条から前条までに規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律又はこの法律に基づく命令中にこれに相当する規定があるときは、この法律又はこの法律に基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

(罰則についての経過措置)
第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農林省設置法の一部改正)
第十一条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第三十四条第一項の表中中央卸売市場審議会の項を次のように改める。

卸売市場法(昭和四十五年法律第二十八号)によりその権限に属させた事項を行なうこと。

第三十六条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 中央卸売市場の指導監督及び農畜水産物の卸売市場の整備に關すること。

(土地収用法の一部改正)
第十二条 土地収用法(昭和二十六年法律第十九号)の一部を次のように改正する。
第三号第二十八号を次のように改める。
二十八 卸売市場法(昭和四十五年法律第二十八号)による中央卸売市場及び地方卸売市場

(農林漁業金融公庫法の一部改正)
第十三条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項中「卸売人」を「卸売業者」に、「中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第十五条ノ六の仲買の業務を行なう者(以下「仲買人」という。)」を「卸売市場法(昭和四十五年法律第二十八号)第三十三条第一項の仲買の業務を行なう者(以下「仲買業者」という。)」に、「若しくは仲買の業務」を「若しくは仲買の業務」に、「卸売人若しくは仲買人」を「卸売業者若しくは仲買業者」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第十四条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第六十六条の二第二項第八号を次のように改める。

八 卸売市場法(昭和四十五年法律第二十八号)第二十四条に規定する地方卸売市場を開設する法人のうち地方公共団体以外のもの又は同条第三項に規定する中央卸売市場

場若しくは当該地方卸売市場において卸売の業務を行なう法人で、同法第四条に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年以内に同法第七十三条第一項の規定による認定を受けたもの

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第六十六条の二第二項第八号の規定は、この法律の施行の日以後に同号に規定する認定を受けた法人が合併をした場合における清算所得に対する法人税について適用し、同日前前条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の二第二項第八号に規定する認可を受けた法人が合併をした場合における清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)
第十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十号中「中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第十条を「卸売市場法(昭和四十五年法律第二十八号)第十五条第一項」に改める。

理由
最近における生鮮食料品等の生産、流通及び消費の状況等にかんがみ、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、中央卸売市場法を廃止し、新たに、中央卸売市場及び中央卸売市場以外の卸売市場について、その整備を計画的に促進するための措置、その開設及び卸売その他の取引に關する規制等その適正かつ健全な運営を確保するための措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。農

林水産委員長草野一郎平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔草野一郎平君登壇〕

○草野一郎平君 たいだいま議題となりました内閣提出、卸売市場法案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近年、都市化の進展、消費の高度化、産地の大型化、小売り業の近代化等、卸売市場をめぐる諸事情は急激に変化しつつあるものであります。本法は、このような動向に対処して、全国の中央、地方にわたる卸売市場の整備を計画的に推進し、卸売市場の開設及び市場内における取引の規制等、健全な市場運営を確保して、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化をはかり、もって、国民生活の安定に資することを目的とするものであります。

そのおもな内容について申し上げますと、第一点は、全国にわたる卸売市場の整備改善を長期に見通し、計画的に推進するため、農林大臣は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画を定めるものとし、また、知事は、これらに即応して、都道府県卸売市場整備計画を定めることができるようにしようとするものであります。

第二点は、中央卸売市場については、基本的には、現行の中央卸売市場法に基づく制度を引き継ぐこととし、広域的な市場行政をはかるため、その開設の設置等市場整備に必要な規定を設けるほか、卸売業者、仲卸業者、売買参加人に関する規定及び適正な価格形成と取引能率の向上、流通秩序を保持する見地からの諸規定等、市場運営につき所要の改正をいたすこととしております。

第三点は、地方卸売市場については、一定規模以上の市場施設を有する地方卸売市場として、その開設及び卸売業者は、条例で定めるところにより知事の許可を受けなければならないものとし、

その取引の規制等の内容については、中央卸売市場に準じ、各県の特性を生かし得るよういたしているものであります。

以上のほか、中央卸売市場の施設の整備については、その国庫補助等について定めることとしております。

本案は、昭和四十五年四月三日第六十三回国会に提出され、同日本委員会に付託、五月七日に提案理由の説明を聴取したのであります。第六十四回国会に継続、十二月十五日参考人から意見を聴取し、引き続き今第六十五回国会に継続となつてゐるものであります。

今国会におきましては、去る二月二十五日から三月四日までの間四回にわたつて質疑を行ない、三月四日質疑を終了し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、本案に対し、特別の場合においては、開設者等が卸売の業務を行なうことができること等数項目にわたる修正を加へ、本案は多数をもって修正すべきものと議決した次第であります。

なお、日本共産党から修正案が提出されましたが、これは否決されました。

なおまた、本案に対し、すみやかに卸売市場整備基本方針を策定して、卸売市場の計画的な整備を実現する等と内容とする附帯決議が、全会一致をもつて付されました。このことを申し添えます。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

〔参照〕

卸売市場法案に対する修正案(委員会修正) 卸売市場法案の一部を次のように修正する。

第五十一条第二項中「業務又は会計」を「業務若しくは会計に、命ずることができ」を「命じ、又は当該卸売業者が支配関係を持つてゐる法人の業務若しくは会計に必要の改善措置をとるべき旨を勧告することができる」に改める。

第五十三条を削り、第五十二条の見出しを「(報告及び告示)」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第一項の規定により卸売の業務を行なひ、又は他の卸売業者に卸売の業務を行なせしめるとき。

第五十二条に次の一項を加える。

2 農林大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつたときも、同様とする。

一 第七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第八条又は第十四条第一項の認可をしたとき。

三 第十五条第一項の許可をしたとき。

四 第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十条九条第一項第一号若しくは第二号の規定による処分をしたとき。

第五十二条を第五十三条とし、第三章第五節中同条の前に次の一条を加える。

(卸売業務の代行) 第五十二条 開設者は、卸売業者が卸売の業務の全部又は一部を行なうことができなかった場合には、当該卸売業者(卸売業者であつた者を含む)に対しその行なうことができなかった卸売の業務に係る卸売のための販売の委託の申込みのあつた生鮮食料品等について、業務規定で定めるところにより、自らその卸売の業務を行ない、又は他の卸売業者にその卸売の業務を行なわせることができる。

2 前項の規定により卸売の業務を行なう開設者については、この章第二節の規定は適用しない。

第五十七条第一項に次の一号を加える。

七 その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし著しく配置の適正を欠くと認められるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種

類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで著しく不適当であると認められるとき。

第五十七条第二項中「若しくは第三号」を「又は第三号」に改め、「とき、その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし配置の適正を欠くと認めるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで不適当であると認めるときを削る。

第六十四条第二項中「同項第五号」を「業務規程」に改める。

第六十五条第二項中「又は一部」を「若しくは一部」に改める。

第七十一条第一項中「卸売市場に関する重要事項」を「都道府県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項」に改める。

附則第一条中「昭和四十六年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に改める。

附則第十一条から附則第十四条まで及び附則第十六条中「(昭和四十五年法律第 号)」を「(昭和四十六年法律第 号)」に改める。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第六 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十六年三月十一日 衆議院会議録第十六号 卸売市場法案 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外一案

昭和四十六年三月十一日 衆議院會議録第十六号

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第六とともに、内閣提出、総理府設置法の一部を改正する法律案を追加して両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（船田中君） 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（船田中君） 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

日程第六、在外公館に勤務する外務公務員の給

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律
第一条を次のように改める。

(在外公館の名称及び位置)

第一条 在外公館の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

第二条第一項中「在外職員には」を「在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」といふ。）には」に改める。

第十条第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第十二条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第二十条の二第一項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

別表第三を別表第四とする。

別表第二 住居手当	大使館の表アジアの項中「ムベムベム」	520	430	355
-----------	--------------------	-----	-----	-----

与に關する法律の一部を改正する法律案、總理府設置法の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十六年二月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

[illegible]

別表第二 住居手当 政府代表部の表北米の項中
 380 305 245 195 「ニュー・ヨーク (国務連合)」 725 600 495 410 330 265
 210 に改め、別表第二を別表第三とする。

別表第一 在勤基本手当 総領事館の表北米の項中 「タイニンツグ」 1,000 868 739
 610 516 454 407 376 344 313 282 250 「タイニンツグ」 1,000
 868 739 610 516 454 407 376 344 313 282 250
 868 739 610 516 454 407 376 344 313 282 250
 項中「ボツ」 1,100 916 763 610 516 454 407 376 344 313
 282 250 「ボツ」 1,100 916 763 610 516 454 407 376
 344 313 282 250 「ボツ」 1,100 916 763 610 516 454 407 376
 344 313 282 250 「ボツ」 1,100 916 763 610 516 454 407 376
 610 516 454 407 376 344 313 282 250
 868 739 610 516 454 407 376 344 313 282 250
 788 690 591 500 440 394 364 333 303 273 243
 別表第一 在勤基本手当 領事館の表北米の項中 「タイニンツグ」 1,000 868 739
 610 516 454 407 376 344 313 282 250
 クラウド 1,050 788 690 591 500 440 394 364 333 303 273 243
 を削り、別表第一を別表第二とし、附則の次に次の表を加える。

別表第一
 一 大使館

地域	名	称	位	名	地	名
アジア	在インド日本国大使館	インド	ニユー・デリー			
	在インドネシア日本国大使館	インドネシア	ジャカルタ			
	在フィリピン日本国大使館	フィリピン	マニラ			
	在カンボディア日本国大使館	カンボディア	プノンペン			
	在シンガポール日本国大使館	シンガポール	シンガポール			
	在セイロン日本国大使館	セイロン	コロネポ			
	在タイ日本国大使館	タイ	バンコック			
	在大韓民国日本国大使館	大韓民国	ソウル			
	在中華民國日本国大使館	中華民國	台北			

北米	中南米
在アメリカ合衆国日本国大使館	在アルゼンティン日本国大使館
在カナダ日本国大使館	在ウルグアイ日本国大使館
在モルディブ日本国大使館	在エクアドル日本国大使館
在ラオス日本国大使館	在エル・サルヴァドル日本国大使館
在アメリカ合衆国	在ガイアナ日本国大使館
カナダ	在キューバ日本国大使館
アルゼンティン	在グアテマラ日本国大使館
ヴェネズエラ	在コスタ・リカ日本国大使館
ウルグアイ	在コロンビア日本国大使館
エクアドル	在ジャマイカ日本国大使館
エル・サルヴァドル	在チリ日本国大使館
ガイアナ	在ドミニカ共和国日本国大使館
キューバ	在トリニダード・トバゴ日本国大使館
グアテマラ	在ニカラグア日本国大使館
コスタ・リカ	在ハイティ日本国大使館
コロンビア	在パナマ日本国大使館
ジャマイカ	在パラグアイ日本国大使館
チリ	在バルパドス日本国大使館
ドミニカ共和国	在ブラジル日本国大使館
トリニダード・トバゴ	在ペルー日本国大使館
ニカラグア	在ボリヴィア日本国大使館
ハイティ	在ホンデュラス日本国大使館
パナマ	在メキシコ日本国大使館
パラグアイ	
バルパドス	
ブラジル	
ペルー	
ボリヴィア	
ホンデュラス	
メキシコ	
カトマンドゥ	
イスラマバード	
ラングーン	
マニラ	
クアラ・ランブー	
マレー	
ヴィエンチアン	
ワシントン	
オタワ	
ブエノス・アイレス	
カラカス	
モンテビデオ	
キート	
サン・サルヴァドル	
ジョージタウン	
ハヴァナ	
グアテマラ	
サン・ホセ	
ボゴタ	
キングストン	
サンティアゴ	
サント・ドミンゴ	
ポルト・オヴ・ス	
マナグア	
ポール・ト・ブラ	
パナマ	
アスンシオン	
ブリッジタウン	
ブラジリア	
リマ	
ラ・パス	
テグシガルバ	
メキシコ	

昭和四十六年三月十一日 衆議院會議録第十六号 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外一案

四二六

欧州		
在アイスランド日本国大使館 在アイスランド日本国大使館 在イタリア日本国大使館 在ヴァチカン日本国大使館 在オーストリア日本国大使館 在オランダ日本国大使館 在ギリシャ日本国大使館 在サイプラス日本国大使館 在スイス日本国大使館 在スウェーデン日本国大使館 在スペイン日本国大使館 在ソヴィエト連邦日本国大使館 在チェコスロヴァキア日本国大使館	アイスランド アイスランド イタリア ヴァチカン オーストリア オランダ ギリシャ サイプラス スイス スウェーデン スペイン ソヴィエト連邦 チェコスロヴァキア	レイキアヴィーク ダブリン ローマ ウィーン ヘーグ アテネ ニコシア ベルヌ ストックホルム マドリッド モスクワ ブラーグ コペンハーゲン ボン オスロ ブダペスト ヘルシンキ パリ ソフィア ブラッセル ワルソー リスボン ヴァレタ ベルグラード ブカレスト ルクセンブルグ ロンドン
大洋州		
在オーストラリア日本国大使館 在ニュー・ジラランド日本国大使館	オーストラリア ニュー・ジラランド	キャンベラ ウエリントン
中近東		
在アフガニスタン日本国大使館 在イエメン日本国大使館 在イスラエル日本国大使館 在イラク日本国大使館 在イラン日本国大使館 在クウェイト日本国大使館	アフガニスタン イエメン イスラエル イラク イラン クウェイト	カブール サナ テル・アヴィヴ バグダッド テヘラン クウェイト
アフリカ		
在アラブ連合共和国日本国大使館 在アルジェリア日本国大使館 在ウガンダ日本国大使館 在エチオピア日本国大使館 在ガーナ日本国大使館 在ガボン日本国大使館 在上ヴォルタ日本国大使館 在カメルーン日本国大使館 在ガンビア日本国大使館 在ギニア日本国大使館 在ケニア日本国大使館 在コンゴ(キンシャサ)日本国大使館 在コンゴ(ブラザヴィル)日本国大使館 在ザンビア日本国大使館 在シエラ・レオネ日本国大使館 在スーダン日本国大使館 在スワジランド日本国大使館 在セネガル日本国大使館 在象牙海岸共和国日本国大使館 在ソマリア日本国大使館 在ダホメ日本国大使館 在タンザニア日本国大使館 在チャード日本国大使館 在中央アフリカ共和国日本国大使館 在テニジニア日本国大使館 在トーゴ日本国大使館 在ナイジェリア日本国大使館 在ニジェール日本国大使館 在ブルンディ日本国大使館	アラブ連合共和国 アルジェリア ウガンダ エチオピア ガーナ ガボン 上ヴォルタ カメルーン ガンビア ギニア ケニア コンゴ(キンシャサ) コンゴ(ブラザヴィル) ザンビア シエラ・レオネ スーダン スワジランド セネガル 象牙海岸共和国 ソマリア ダホメ タンザニア チャード 中央アフリカ共和国 テニジニア トーゴ ナイジェリア ニジェール ブルンディ	ジッダ アンマン ダマスカス アンカラ アッシャーブ ベイルート カイロ アルジェ カンパラ アディス・アベバ アクラ リブルヴィル ワガドゥグー ヤウンデ バサースト コナクリ ナイロビ キンシャサ ブラザヴィル ルサカ フリータウン カルトゥーム エムババイン ダカール アビジャン モガディシオ ボルト・ノヴォ ダレサラム フォール・ラミ バンギ テニニス ロメ ラゴス ニアメ ブジュンブラ

二 総領事館

地 域	名 称	位 置	
		国 名	地 名
ア ジ ア	在カルカタ日本国総領事館	インド	カルカタ
	在ボンベイ日本国総領事館	インド	ボンベイ
	在マドラス日本国総領事館	インド	マドラス
	在ジャカルタ日本国総領事館	インドネシア	ジャカルタ
	在バンコック日本国総領事館	タイ	バンコック
	在釜山日本国総領事館	大韓民国	釜山
	在台北日本国総領事館	中華民国	台北
	在高雄日本国総領事館	中華民国	高雄
	在カラチ日本国総領事館	パキスタン	カラチ
	在ダッカ日本国総領事館	パキスタン	ダッカ
	在マニラ日本国総領事館	フィリピン	マニラ
	在香港日本国総領事館	連合王国	香港
	在サン・フランシスコ日本国総領事館	アメリカ合衆国	サン・フランシスコ
	在シアトル日本国総領事館	アメリカ合衆国	シアトル
北 米	在シカゴ日本国総領事館	アメリカ合衆国	シカゴ
	在ニュー・オルリンズ日本国総領事館	アメリカ合衆国	ニュー・オルリンズ
	在ニュー・ヨーク日本国総領事館	アメリカ合衆国	ニュー・ヨーク
	在ヒューストン日本国総領事館	アメリカ合衆国	ヒューストン
二 総領事館		ボツワナ	ガベロンズ
		マダガスカル	タナナリヴ
		マラウイ	ゾンバ
		マリ	バマコ
		南アフリカ共和国	プレトリア
		モリシヤス	ポート・ルイス
		モリタニア	ヌアクシュット
		モロッコ	ラバト
		リビア	トリポリ
		リベリア	モンロヴィア
		ルワンダ	キガリ
		レソト	マセル

地 域	名 称	位 置	
		国 名	地 名
中 南 米	在ポートランド日本国総領事館	アメリカ合衆国	ポートランド
	在ホノルル日本国総領事館	アメリカ合衆国	ホノルル
	在ロス・アンジェルズ日本国総領事館	アメリカ合衆国	ロス・アンジェルズ
	在ヴァンクーヴァー日本国総領事館	カナダ	ヴァンクーヴァー
	在ウィニペグ日本国総領事館	カナダ	ウィニペグ
	在エドモントン日本国総領事館	カナダ	エドモントン
	在トロント日本国総領事館	カナダ	トロント
	在モンテリオール日本国総領事館	カナダ	モンテリオール
	在サン・パウロ日本国総領事館	ブラジル	サン・パウロ
	在ベレイン日本国総領事館	ブラジル	ベレイン
	在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館	ブラジル	リオ・デ・ジャネイロ
	在レシフェ日本国総領事館	ブラジル	レシフェ
	在ミラノ日本国総領事館	イタリア	ミラノ
	在ジュネーヴ日本国総領事館	スイス	ジュネーヴ
欧 州	在ラス・パルマス日本国総領事館	スペイン	ラス・パルマス
	在ナホトカ日本国総領事館	ソヴィエト連邦	ナホトカ
	在ハバロフスク日本国総領事館	ソヴィエト連邦	ハバロフスク
	在レニングラード日本国総領事館	ソヴィエト連邦	レニングラード
	在デュッセルドルフ日本国総領事館	ドイツ	デュッセルドルフ
	在ハンブルグ日本国総領事館	ドイツ	ハンブルグ
	在ベルリン日本国総領事館	ドイツ	ベルリン
	在ボン日本国総領事館	ドイツ	ボン
	在ミュンヘン日本国総領事館	ドイツ	ミュンヘン
	在パリ日本国総領事館	フランス	パリ
	在ロンドン日本国総領事館	連合王国	ロンドン
	在シドニー日本国総領事館	オーストラリア	シドニー
	在メルボルン日本国総領事館	オーストラリア	メルボルン
	在オークランド日本国総領事館	ニュージーランド	オークランド
アフリカ	在プレトリア日本国総領事館	南アフリカ共和国	プレトリア
	在ソールズベリー日本国総領事館	連合王国	ソールズベリー

昭和四十六年三月十一日 衆議院会議録第十六号 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外一案

昭和四十六年三月十一日 衆議院會議録第十六号 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外一案

四二八

三 領事館

地域	名	称	位	名	地	置	名
アジア	在スラバヤ日本領事館		インドネシア	スラバヤ			
	在メダン日本領事館		インドネシア	メダン			
	在コタ・キナバル日本領事館		マレーシア	コタ・キナバル			
北米	在アンカレッジ日本領事館		アメリカ合衆国	アンカレッジ			
中南米	在マナオス日本領事館		ブラジル	マナオス			
	在リマ日本領事館		ペルー	リマ			
大洋州	在ブリスベン日本領事館		オーストラリア	ブリスベン			
中近東	在イスタンブル日本領事館		トルコ	イスタンブル			
四 政府代表部							
地域	名	称	位	名	地	置	名
北米	国際連合日本政府代表部		アメリカ合衆国	ニューヨーク			
欧州	在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部		スイス	ジュネーヴ			
	軍縮委員会日本政府代表部		スイス	ジュネーヴ			
	経済協力開発機構日本政府代表部		フランス	パリ			

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 在ミューンヘン日本領事館並びに在エドモントン及び在オークランドの各日本領事館並びに各日本領事館に関する部分並びに別表第一を加える改正規定中外務省設置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第三号)附則第一項ただし書及び外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二百二十六号)附則第一項ただし書に規定する各日本領事館及び各日本領事館に関する部分でこの法律の公布の日において施行されていないもの、政令で定める日

二 別表第二の改正規定中在インドネシア、在セイロン及び在コンゴ(キンシャサ)の各日本領事館、在ジャカルタ、在香港、在サン・フランシスコ及び在ニューヨークの各日本領事館、在アンカレッジ日本領事館並びに国際連合日本政府代表部に関する部分 昭和四十六年四月一日
改正後の別表第三中在ソヴィエト連邦日本大使館に関する部分は、昭和四十六年一月一日から適用する。

3 在エドモントン及び在オークランドの各日本領事館に関する改正規定が施行されるまでの間は、改正後の別表第一 三 領事館の表北米の項中「在アンカレッジ日本領事館」を「在アンカレッジ日本領事館」とし、同表大洋州の項中「在ブリスベン日本領事館」を「在ブリスベン日本領事館」とする。

アメリカ合衆国 「アンカレッジ」
「とあるのは」 在アンカレッジ日本領事館
カナダ エドモントン 「とあるのは」 在エドモントン日本領事館

オーストラリア 「ブリスベン」
「とあるのは」 在ブリスベン日本領事館
オーストラリア 「ブリスベン」
「とあるのは」 在ブリスベン日本領事館
ニュージーランド オークランド 「とあるのは」 在オークランド日本領事館

4 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「別表のとおりとする」を「別に法律で定める」に改め、同条第二項中「別表に掲げる」を「前項の法律で定める」に改める。

5 次に掲げる法律の規定中「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」を「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に改める。

一 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)第二十二條の六第三項
二 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第十三條
三 沖繩・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第三十九号)第十三條
四 沖縄復興のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法律第四十号)第七條第五項

理 由

在外公館の名称及び位置を在外公館に勤務する外務公務員の給与とあわせて規定することとするとともに、新設し及び昇格させる在外公館について在勤手当の額を定め、並びに一部の在外公館について住居手当の限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

總理府設置法の一部を改正する法律案

右
昭和三十六年二月四日
内閣總理大臣 佐藤 榮作

總理府設置法の一部を改正する法律
總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)
の一部を次のように改正する。

第六條第六号を次のように改める。

六 削除
第八條第一項第三号を次のように改める。

三 統計に関する研修を行なうこと。
第十條中「として、」の下に「国立公文書館及び」を加え、「統計職員養成所」を「統計研修所」に改める。
第十一條を次のように改める。

(国立公文書館)

第十一條 国立公文書館は、国の行政に関する公文書その他の記録を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究及び事業を行ない、あわせて総理府の所管行政に關し圖書の管理を行なう機関とする。

2 国立公文書館に館長を置く。

3 館長は、内閣総理大臣の命を受け、館務を掌理する。

4 国立公文書館は、東京都に置く。

5 国立公文書館の内部組織は、総理府令で定める。

第十二條の見出しを「統計研修所」に改め、同条第一項を次のように改める。

統計研修所は、国及び地方公共団体の職員に對して、統計に關する研修を行なう機関とする。

第十二條第二項及び第三項中「統計職員養成所」を「統計研修所」に改める。

第十五條第一項の表海洋科学技術審議会の項を次のように改める。

海洋開発審議會

内閣総理大臣の諮問に應じて海洋の開発に關する基本的かつ総合的な事項を調査審議すること。

附則

この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、総理府設置法第八條第一項第三号の改正規定、同法第十條の改正規定中「統計職員養成所」を「統計研修所」に改める部分及び同法第十二條の改正規定は、同年四月一日から施行する。

理由

国の行政に關する公文書その他の記録の保存等を行なわせるため総理府の本部の附屬機関として国立公文書館を設置するとともに、統計職員養成所を統計研修所に、海洋科学技術審議會を海洋開発審議會に改組する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長天野公義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

○天野公義君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、第一に、法律の題名を在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律と改め、在外公館の名称及び位置を定める規定を加えること。

第二に、ミュンヘンに総領事館を新設し、在エドモントン及び在オークランドの各領事館をそれぞれ総領事館に昇格させ、これらの公館につき在動手当の額を設定すること。

第三に、在インドネシア大使館は九公館につき住居手当の限度額を引き上げること。

等であります。本案は、二月四日本委員会に付託、二月十六日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、三月十日質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、総理府設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、第一に、本府の附屬機関として国立公文書館を設置すること。

第二に、統計職員養成所を統計研修所に改めること。

第三に、海洋科学技術審議會を海洋開発審議會に改めること。

であります。本案は、二月四日本委員会に付託、二月十六日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、本三月十一日質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第七、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右中小企業信用保険法の一部を改正する法律案国会に提出する。

昭和四十六年二月十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、中小企業金融公庫、国民金融公庫又は環境衛生金融公庫(以下「金融機関」と総称する。))を

「銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で

定める金融機関(以下単に「金融機関」という。))に、「二千五百万円」を「二千五百万円」に、「三千万円」を「五千万円」に改め、同条第四項中「第三条の四第二項」を「第三条の五第二項」に改める。

第三条の二第三項中「普通保険」の下に「又は第三条の四第一項に規定する公害防止保険を加え、次条第一項」を「次条第一項に規定する特別小口保険」に改める。

第三条の三第一項中「又は次条第一項に規定する近代化保険」を、「次条第一項に規定する公害防止保険又は第三条の五第一項に規定する近代化保険」に、「五十万円」を「八十万円」に改め、同条第二項中「又は無担保保険」を、「無担保保険又は次条第一項に規定する公害防止保険」に、「五十万円」を「八十万円」に改め、同条第三項中「又は前条第一項」を、「前条第一項又は次条第一項」に、「無担保保険(公庫と無担保保険の契約を締結していない信用保証協会にあっては、普通保険)」を「公庫と無担保保険の契約を締結している信用保証協会にあっては、無担保保険の保険関係、公庫と無担保保険の契約を締結していない信用保証協会にあっては、通商産業省令で定めるところにより次条第一項に規定する公害防止保険又は普通保険」に、「無担保保険又は普通保険」を「普通保険、無担保保険又は同項に規定する公害防止保険」に改める。

第三条の四第一項中「前条第一項」を「特別小口保険」に改め、同条を第三条の五とし、第三条の三の次に次の一条を加える。

第三条の四 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の公害防止施設の設置の費用、工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費用その他の公害防止に要する費用で通商産業省令で定めるものに充てるために必要な資金(次条第二項に規定する借入金(給付の場合は、給付金)に係るものを除く。)に係る金融機関からの借入れ(手形の割引又は給付を受けることを

在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案外一案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

昭和四十六年三月十一日 衆議院會議録第十六号

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

農村地域工業導入促進法案についての倉石忠雄大臣の趣旨説明

四三〇

含む。による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二千万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会が政令で定めるものであるときは、四千万円。以下同じ。）をこえることができない保険（以下「公害防止保険」という。）について、保証をした借入金（手形の割引の場合）は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と公害防止保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が二千万円（当該債務者たる中小企業者についてすでに公害防止保険の保険関係が成立している場合にあつては、二千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）をこえないときは、当該保証については、公害防止保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五條、第七條及び第九條から第十一條までの規定中、「特別小口保険」の下に、「公害防止保険」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項中「五十万円」を「八十万円」に改める。

3 中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三條中「一千五百万円」を「二千五百万円」に、「三千万円」を「五千万円」に改める。

附則第五條中「次條第一項」を「第三條の五第一項」に改める。

理由

中小企業信用保険について、公害防止保険の制度を設けるとともに、普通保険及び特別小口保険の付保限度額を引き上げて、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。商工委員長八田貞義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八田貞義君登壇〕

○八田貞義君 たいだいま議題となりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、中小企業を取り巻く最近の諸情勢に対処して、中小企業者に対する事業資金の融通を一層円滑にするため、中小企業信用保険について、公害防止保険の制度を創設するとともに、普通保険及び特別小口保険の付保限度額を引き上げ等をはかるうとするものであります。

その内容の第一は、中小企業信用保険制度の一環として、新たに公害防止保険制度を創設し、中小企業信用保険公庫は、信用保証協会との間に、中小企業者の公害防止施設を設置、工場または事業場の公害防止のためにする移転等に必要資金の金融機関からの借り入れ債務に対する信用保証

協会の保証について、中小企業者一人当たりの保険価額の合計額二千万円、組合の場合は四千万円を限度とし、てん補率を百分の七十とする保険契約を締結することができるものとする。

第二は、普通保険の保険価額の限度額を現行一千五百万円から二千五百万円に、組合の場合は現行三千万円から五千万円に、また、特別小口保険の保険価額の限度額を現行五十万円から八十万円にそれぞれ引き上げること。

第三は、中小企業信用保険制度の対象金融機関を政令で追加指定できるよう改めること。

本案は、去る二月十五日当委員会に付託され、通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重に審議を重ね、三月十日質疑を終了し、引き続き採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党、四党共同提案による附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（船田中君） 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

大臣倉石忠雄君。

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○国務大臣（倉石忠雄君） 農村地域工業導入促進法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

最近におけるわが国経済の推移を見ますと、農業にあつては、米の生産過剰等農産物の需給が問題となつてゐる中であつて、中高年齢層を多数かかえた就業構造の改善をはじめ農業構造の改善をはかることも、農業所得の確保をはかることが重要な課題となつております。他方、工業にあつては、大都市周辺における過密等による生産効率の低下と労働力確保難に対処し、新たな地域における立地基盤の確保が強く要請されております。さらに職種間、地域間の労働力需給の不均衡を是正することも大きな課題であります。

これらの農業、工業及び雇用をめぐる諸情勢に適切に対処するためには、総合農政を強力に推進するとともに、産業基盤の育成対策、過密過疎対策、雇用対策等を積極的に講ずる必要がありますが、特に、農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者が円滑にその導入された工業に就業することを促進し、並びにこれらの措置と相まって農業構造の改善を促進する措置を一体的に講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明いたします。

第一は、農村地域への工業の導入、その工業への農業従事者の就業及び工業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善を一体的に促進するための計画制度の創設であります。

四三〇

設定、導入すべき工業の業種、工場用地と農用地との利用の調整、労働力の需給の調整及び農業従事者の就業の円滑化、農業構造の改善並びに公害防止に関する事項等を内容とする農村地域工業導入実施計画を樹立することとしております。

なお、これらの計画の樹立にあたっては、既存の農業振興地域整備計画、都市計画、工業開発に関する諸計画等と十分調整をはかることとしております。

また、これらの計画の対象地域につきましては、農業振興地域及びその予定地域を中心とし、これ以外の振興山村及び過疎地域をも含めることとしております。

第二は、農村地域工業導入実施計画で定める農村地域への工業の導入を促進するための金融及び税制上の所要の措置等についてであります。

まず、工業の導入に伴う離農者等に対しては、農地を工場用地に提供したることによって生じた譲渡所得についての所得税の軽減をはかるほか、その転職を円滑化するための職業紹介の充実、職業訓練の実施等につとめることとしております。また、立地企業に対しては、事業用資産の買いかえの場合の特例措置及び減価償却の特例措置を講ずるほか、立地企業に対し地方税の減免を行なった地方公共団体に対する地方交付税による補てん措置を講ずることとし、さらに、工業用施設の整備に必要な資金の確保の措置の一環として立地企業及び工場用地を造成する非営利法人に対し、農林中央金庫からの融資の道を開くこととしております。

このほか、農村地域への工業の導入を促進するための所要の関連措置を講ずる旨の規定を設けております。

以上が農村地域工業導入促進法案の趣旨でございます。(拍手)

農村地域工業導入促進法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。田中恒利君。

〔田中恒利君登壇〕

○田中恒利君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案された農村地域工業導入促進法案について、佐藤総理並びに関係閣僚大臣に若干の質問をいたします。

昨年の暮れ、農林省は昭和四十四年度の農業経済調査を発表いたしましたのでありますが、これによると、農業の所得は一戸当たり五十二万九千三百円、前年度に比べてわずかに二千三百円、〇・四％の増加にとどまっております。この年の物価の上昇は六・四％でありますので、明らかに大幅な実質所得の低下であります。GNP世界第三位、経済成長率世界第一位を誇るわが国経済の中で、一千万人の就業人口を持ち、二千七百万人の農家人口をかかえる農業の所得が前年を下回るといふことは、どう考えても理解に苦しむところであります。

これを裏づけするかのようにより、政府統計は、この数年米、米を除いてほとんどの農畜産物の自給率の低下、食糧の外国依存の増大、政府が農政の目標に掲げた自立農家の減少を明らかにしているのであります。この上、生産者米価の連続据え置き、全生産量の一六・五％に及ぶ米の生産調整、食糧制度の改悪、残存輸入制限の撤廃など、農業環境の悪化をまともに受けて、農民諸君の多くは、長期の出かせぎ、日かせぎ、主婦の内職など、好むと好まざるにかかわらず余儀なくされているのであります。そこから、農政に対する不信と農業に対する不安はいやが上にも充満し、もはや何人もこの事実を否定することはできないのであります。(拍手)

総理は、この現実を御承知でありましょか。かつて自民党政府がにしきの御旗として掲げた農業基本法が誕生してから、すでに十年の経過が

あります。十年一昔と言いますが、この歳月は農業基本法の成果を問うに決して短い期間とは言えません。この間、はたして農政が目ざした農業の所得と他産業の所得は、均衡したでありましょか。食糧生産は、国民の需要にこたえる拡大成長を遂げたでありましょか。農業で自立し得る農家は、量質ともに充実したでありましょか。不幸にして、そのいずれもが目の目を見ていないことは明らかであります。佐藤総理は、このきびしい農業者の現実を、みずからの政治責任として受けとめられているのかどうか、あらためてお尋ねをいたし、これからの農政に対する所信と決意のほどを、まず何よりも明らかにしていただきたいのであります。(拍手)

池田内閣から佐藤内閣に引き継がれた経済成長政策は、言うまでもなく大企業、独占中心の経済発展であり、そのかなめをなしたのは農村から排出される大量の安い労働力でありました。この十年間に約五百万人の新規卒業者を中心とする農村の労働力が、主として工業に吸収されました。

この結果、大都市はますます過密化し、農村には深刻な過疎化をきたし、日本経済のひずみは正が表面化したのであります。大都市は地価の値上がり、労働力と水の不足が深刻化し、工場立地の困難性は倍加されました。特に住民の健康と命をむしばむ公害問題の発生は、七〇年代最大の国民的課題となり、もはや企業がこれ以上都市に集中、存在しがたい事態をきたしたのであります。

このため、資本は、当然より安い土地と労働力とを求めて工場の地方分散を目ざし、政府もまた、昭和三十七年以来、全国総合開発計画に基づく拠点開発構想を打ち出し、十五の新産都市づくり、六つの工業特別整備地域、三次にわたる低開発地域工業開発地域の指定に乗り出し、太平洋ベルト地帯に集中したわが国の産業配置を地方に分散せよとする動きを示し始めたのであります。この動きは、新全国総合開発計画の策定によつ

て一段とその速度を強め、七〇年代の産業配置は、昨年の秋の産業構造審議会の考え方にも示されるように、一つは、大規模工業基地の開発、二つは、農村地域工業化の二本立てで進められようといっているのではありません。つまり、資本と政策が一体となって、高い地価、労働力不足、公害からのがれる道を農村に求めようとするのが、農工一体化をうたい上げるねらいであることを指摘せざるを得ないのであります。(拍手)

加えて、日本経済は最近国際収支の黒字基調、外貨蓄積の増大により、工業製品の輸出促進の見返りとして農産物の輸入増加が著しく目立ち、このことを理由に、食糧の自給度向上を放棄し、産業としての農業の育成を軽視した安易な工業立国論や食糧の外国依存論が台頭しているのではありません。

その中で進められる工業の農村進出は、兼業機会の増加などにより、短期的には農家の所得を拡大させる対策になり得ても、農業発展の契機とはならず、むしろ無計画、無制限に農地を食いつぶし、総兼業化の方向を一段と早める可能性を感じざるを得ないのであります。それは長期的には農業を衰退させる方向であり、農政の放棄につながるおそれを特に指摘せざるを得ないのであります。ことに総理は、農村地域に工業を導入する意義を、いかなる視点からとらえられているのか。その及ぼす影響は何か。農業と工業の調和ある発展は、はたして可能なのかどうか。この際、これら施策の基本とする事項について、所信を明らかにしていただきたいのであります。

次に私は、法案の内容をめぐる諸点についてお尋ねをいたします。

その第一点は、農村社会にすでに定着している地場産業についてであります。

これらの企業は、古くから幾多の変遷をたどりながら、地域経済と深い関連の中で形成されてきた経過があります。農業の生産に関係を持つ製糸

昭和四十六年三月十一日 衆議院會議録第十六号

農村地域工業導入促進法案の趣旨説明に対する田中恒利君の質疑

四三二

工場、でん粉工場、果汁加工工場などから織物、機械工業など、いずれも地域社会の発展に一定の役割を果たしてきたものでありますが、本法はこれらの地域産業をどう位置づけようとしているのか、きわめて不明確であります。地域産業の大半は中小企業であり、したがって、いずれも税金と資金繰り、労働力確保に多くの問題をかかえて苦悩しているわけでありまして、一方、新しく農村地域に進出する企業に対しては、工場用地の造成、労働力の確保、資金、税制面でまことに手厚い助成措置がとられるのであります。すでにある企業に対しては、いかなる方途を講ぜられようとするのか。特に、進出企業と工場企業との間に賃金の水準、労働条件をめぐる競合関係の発生が予測されるわけでありまして、この際、農村地域の地場産業育成の方針にあわせて、これらの諸点について総理並びに通産大臣にお尋ねをいたします。

第二は、計画の立案、事業の推進をめぐって、地域住民の意見をいかなる方法でくみ入れられるかの問題であります。

従来、ともすれば、企業の進出に伴い住民との対立が表面化し、多くの紛争を引き起こしていることは御承知のとおりであります。その原因の大半は、一方的な上からの企業誘致が、住民の声を封殺し、その利害を無視して、企業本位の採算ベースで取り進められたところに根ざしていることは明らかであります。工場が導入されることによって発生する用地の買収、かえり問題、就労する場合の条件、農業基盤整備と生活環境整備、公害対策、用水の配分問題などをめぐって、関係者はもとより、地域住民全体の意見をいかなる形で反映させるのか、本法においてはきわめて不明確であります。農林大臣からお答えをいただきたいのであります。

第三は、農業振興整備計画との関係についてであります。

本法の対象地域は、その多くが、昭和四十四年制定された農業振興地域法の整備に関する法律に基

づき指定された農業振興地域であります。本来これらの地域は、農業の領土宣言とさへいわれた農振法によって、農業生産の中心地であり、農地保全を期するために設定された地域であります。したがって、法制定以来、具体的な施策が何らなされないままに、今回新たにここに工業を導入するといふのであります。朝令暮改政のそしりを免れぬと思ふのであります。農業振興と工業導入に矛盾する点はないか、その対策はいかなる方法を考えているのか、お尋ねをいたします。

第四は、工業の進出に伴い最も懸念されることは、公害問題の発生であります。住民の健康はもとより、広く農作物等への影響を防止するため、特に重大な配慮が加えられねばならないと思ふのであります。その対策はどうか。地価の高騰、水資源の配分など、農業生産の条件整備のためにとられるべき方策は何か、農林大臣にお尋ねをいたします。

第五は、開発方式をめぐって拠点開発方式と市町村方式とが併用されることになっておるのであります。その相違点は何か。農工一体化をうたいながらも、前者は県と通産省サイド、後者は市町村と農林省サイドの予算化が見受けられますが、この二つの流れは何を根拠としているのか。さらに、進出される企業の規模はどの程度を限度とするのか、農林、通産大臣よりお答えをいただきたいのであります。

第六は、工業導入促進センターの性格と機能はいかなるものか。この機関は単なる情報あつせんにとどまるのか、将来事業団の性格に発展する意図はないか。本年度予算では中央に一所設置される予定であります。将来は主要地域ごとに増設されるかどうか、お尋ねをいたします。

第七は、雇用問題についてであります。

企業の進出が意図する最大のねらいは、何といつても農村にある安い労働力の確保にあることは言うまでもありません。今日、農村の就業人口は、次第に高齢化と婦人化を強めていますが、こ

れら中高年齢層と婦人労働に対する労働大臣の所見はどうか。職業訓練、賃金のあり方、労働条件について、いかなる方策を立てられているのか、この際、明らかにしてほしいのであります。

以上、私は本法をめぐる若干の問題について御質問をいたしました。その意図する点は、工業の農業地域への進出によって、農業が著しく後退を余儀なくされるのではないかと問題の指摘であります。

新産都市の優等生といわれる岡山県水島町の臨海工業基地では、優良農地がつぶされ、地価の高騰、農地のスプロール化、農業生産の立地移動が開始され、農家のオール兼業化が進行しております。鹿児島県伊集院町に進出した松下電器の工場用地は、実は農業構造改善事業でつくられた畜産センターであり、畜産センターが奥山の条件の悪い地区へ移転させられているのであります。拠点団地方式の典型とも見られる茨城県鹿嶋市の臨海工業地帯は、約三千三百ヘクタールの砂丘と山林を大工業団地に変えたものの、農民は貸しとん屋から飲食店、旅館業に変わり、農業団地の中で、ボーリングからサウナまで並んでいて、いふのであります。まさに、工業化の波に押しやられる農業の断面が、鋭くここにあらわれているといわなければなりません。

工場の地方分散を説き、農工一体化を叫んでも、しよせん資本の利潤追求を根底に置く限り、工業の進出は農業の座を大きくゆさぶることは明らかであります。政府の施策が、日本農業を守る立場を一段と明確に強めることなしには、農業の危機は一段と深刻化することを重ねて強調して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤栄作君) 田中君にお答えいたします。〕

農業基本法が制定されてから、ちょうど十年たちますが、この間、基本法が日本農業に与えた功績は、私は高く評価しております。特にその主

要なねらいであった他産業との生産性及び所得格差の是正という面において、顕著な改善を見、農村の生活水準は飛躍的な向上を見たのであります。

しかしながら、率直に言って、基本法の目ざした需要構造の変化に見合った農業生産、いわゆる農業の選択的拡大の面におきましては、残念ながら十分な成果はおさめ得なかつた、かように思ひます。

有史以来の日本農業の大きな転換であるだけに、容易に完全な成果をあげ得るものでもありませんが、いまや農産物の自由化という国際的要請を受けて、日本農業の体質改善、その近代化は緊急に迫られているのであります。公害問題や物価問題のように、新しい観点から取り組まなければならない問題も忘れることはできませんが、私は、需要の変化に即応した農業生産、これを適地適産の形において、かつ、より高い生産性のもとにこれを実現していくことが、今後の農政の基本的課題であると、かように考えます。

また、経済の国際化の急速な進展に伴って価格政策による所得増大が許されなくなつた今日、農業所得の増大は、経営規模の拡大と生産性の向上に求められなければなりません。その意味において、本日提案した農村地域工業導入促進法は、大いに寄与するものと期待するものであります。

国土の狭小な、しかも経済成長の著しい我が国では、新全国総合開発計画でも示しているように、数十カ所の産業拠点を中核として、輸送・通信網の整備が進んだ場合には、農業振興地域といえども、いわゆる純農村としてとどまることはむしろ不合理ともいえるのであります。この法律が、単に工業立地の観点からでなく、農業の就業構造の改善と農業生産基盤の整備を通じて、農業構造の改善に資するものであることに御着目いただければ、この法律が農業振興地域の整備に関する法律の精神と矛盾するものではないことを十分御理解いただけるものと存じます。

なお、地場産業につきましては、新たな企業進出によって大きな摩擦を起さないよう十分注意いたします。また、他の地域からの工業導入ばかりでなく、地場産業そのものの振興につきましても、この法律による計画の対象とするように考えております。

以上、私からお答えいたしました。その他の部分については、それぞれの大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○国務大臣(倉石忠雄君) 企業の進出に際しまして、地域住民の意思を尊重せよということをごさいます。全くお説のとおりでございます。農村地域への工業導入にあたりまして最もわれわれが留意すべきことは、地域住民の意思を十分尊重することであり、地域住民の意思を十分尊重するということであり、このため、都道府県、それから市町村が実施計画を策定するにあたりましては、もちろん、その地域の農業団体等関係団体の代表者、学識経験者等をもって構成いたします。協議会などの意見を十分に聞くように指導いたします。協議会などの意見を十分に聞くように指導いたします。協議会を開催するなどのいたしまして、地域住民の御意思を十分に反映できるように対策を講じてまいりたいと思っております。

それから、工業進出が農業に及ぼす影響等についてお話がございました。農村地域への工業導入が及ぼす農業への影響につきましては、御指摘のような問題が起きないように、この法案による計画、制度の適切な運用によりまして対処する方針であります。

特にお話のございました問題のうち、地価の高騰につきましては、近く国会に提出を予定いたしております土地改良法の改正による換地制度の活用、貸借による工場用地の確保等を、地域の実態に応じて指導することといたしました。

また、兼業の問題につきましては、工業への就業を促進することによる兼業所得の安定的な確保につとめましますとともに、今後とも農業に専念しようとする農業者の育成には、十分配慮してまいりたい。今後さらに農業構造の改善につとめたいことは申すまでもございません。

なお、農業用水につきましては、必要とされるものは確保する方針のもとに、工業用水との調整をはかることといたします。公害の防止につきましましては、そのおそれがないように、あらかじめ実施計画において十分具体的な措置を定めるよういたしたいと考えております。

それから、実施計画につきましてお話がございましたが、御存じのように、都道府県または市町村が樹立する実施計画の相違点は、市町村の実施計画が、その周辺の農村地帯における農地保有の合理化がはかられると見込まれる地区について立てられるものでございまして、都道府県の実施計画は、自然条件及び立地条件から見て、その地区を拠点として、その周辺の農村地域への工業の導入が促進されると認められる地区でありまして、一定の規模以上であるものについて立てられるわけでありまして。

もう一つのお尋ねは、セクターのことでございますが、農村地域工業導入促進センターは財団法人とすることを考えております。その事業内容としては、農村地域への工業の導入を円滑に推進するため、工業の導入についての受け入れ側及び企業側双方の情報の収集及び伝達、調査、広報指導等を行なうことといたしまして、中央に設置することといたしておりますが、その運営にあたりましては、地方公共団体をはじめ、農業団体その他の関係諸団体と緊密な連絡のもとに活動いたします。指導してまいりたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 地場産業を衰退させてしまひましては、この法律の目的に反します。業種を選定いたしますときに、地場産業と競合が起りませんような選定のいたし方をしたいと思ひます。

それから、団地などを先行造成するわけござ

いますから、地場産業でいいものがあれば、むしろそれを選定して団地に入ってもらふというようにすることも一つの考え方ではないか、そういうことも考えてまいりたいと思ひます。

それから、都道府県の計画と市町村の計画の違いは、導入された工業を拠点にして、あと、企業が育ちますような、一定規模以上の地区の計画を都道府県でやりたいと思っております。

その場合の企業規模でございすけれども、コンビナートのようなものはちょっと考えにくいと思ひますが、少なくとも下請がその下へずつと系列的に育つような程度の規模のものを考えたいと思っております。

セクターにつきましては、ただいま農林大臣からお答えがございましたから、省略いたします。(拍手)

〔国務大臣野原正勝君登壇〕

○国務大臣(野原正勝君) 御指摘のとおり、中高年齢の方や婦人が雇用される場合が非常に多いと思ひます。その特性や能力、希望等を十分に配慮したきめこまかな措置を講ずる必要がございす。このため、労働省としましては、導入企業の労働条件や職業の内容等を十分周知するほか、農業者転職相談員の活用などによりまして職業紹介を充実いたします。導入工業に従事する者の実態に即した職業訓練の実施につとめるものとしたしまして、特に農業転職者の受講を容易にするために、簡易な訓練を活用いたします。労働環境整備のためのさまざまな福祉施設も考えるつもりでございます。

以上のような措置を講ずることによって、円滑な就業をはかつてまいりたい。

また、中高年齢者や婦人が雇用される場合の賃金その他の労働条件につきましては、導入される業種及び地域の実態を考慮いたしまして、適切なものとなるように十分な配慮を加えてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたします。

した。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 愛知 揆一君
大蔵大臣 福田 赳夫君
農林大臣 倉石 忠雄君
通商産業大臣 宮澤 喜一君
運輸大臣 橋本登美三郎君
労働大臣 野原 正勝君
自治大臣 秋田 大助君
国務大臣 山中 貞則君

出席政府委員

通商産業省企業 増田 実君
局参事官

○明説を省略した議長の報告

〔議決通知〕

一、去る九日、本院は原子力委員会委員に松井明君及び武藤俊之助君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

〔通知書受領〕

一、昨日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

貸付信託法の一部を改正する法律
預金保険法

〔常任委員辞任及び補欠選任〕

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山田 太郎君

補欠

鈴切 康雄君

提出第八五号(予)

沖繩及び北方問題に 付託
 一、昨十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(安永英雄君外一名提出、参法第一号(予))

文教委員会 付託

(条約送付)

一、去る九日、参議院に送付した条約は次のとおりである。
 千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の改正の受諾について承認を求めるの件

油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
 国立学校設置法の一部を改正する法律案
 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税等について負担の軽減合理化を行なうとともに、市街化区域内の農地に対して課する固定資産税及び都市計画税について税負担の激変緩和の措置を講じつつ課税の適正化を図るほか、消防施設の整備に資するための入湯税の標準税率の引上げ、その他地方税制の合理化を図るものとするもので、その要旨は次のとおりである。
 (一) 道府県民税及び市町村民税

- 1 個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除を次のとおり改める。
 - (1) 基礎控除額を十四万円(現行 十三万円)に引き上げる。
 - (2) 配偶者控除額を十三万円(現行 十一万円)に引き上げる。
 - (3) 扶養控除額を十万円(現行 八万円)に引き上げる。
 - (4) 寡婦控除、障害者控除、老年者控除又は勤労学生控除の額をそれぞれ九万円(現行 八万円)に引き上げるとともに、特別障害者控除額を十一万円(現行 十万円)に引き上げる。

一部を改正する法律案
 旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案
 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案

日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案

相続税法の一部を改正する法律案
 一、去る九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 靖国神社法案(田中角榮君外四十六名提出)

(議案通知書受領)
 一、昨十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
 貸付信託法の一部を改正する法律案
 預金保険法案

(質問書提出)
 一、昨十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
 日本住宅パネル工業協同組合の運営に対する厳正なる監督及び中小企業者のプレハブ住宅内装工事における官公需の受注機会の均等化の推進に関する質問主意書(春日一幸君提出)

(5) 配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る扶養控除額を十一万円(現行 九万円)に引き上げる。

(6) 医療費控除の額を所得の百分の五に相当する金額又は十万円(現行 九万円)のいずれか低い金額(現行所得の百分の五に相当する金額)をこえる金額とし、その最高限度額を百万円(現行 三十万円)に引き上げる。

(7) 生命保険料控除の最高限度額を二万七千五百円(現行 二万五千円)に引き上げる。
 2 障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲を、年所得三十五万円(現行三十二万円)までとする。

(二) 事業税
 個人の事業税の事業主控除を三十六万円(現行 三十二万円)に引き上げる。

(三) 不動産取得税
 1 公共の用に供する道路の附属物等不動産の取得については非課税とする。
 2 都市計画において定められた路外駐車場のうち立体式のものに供する家屋で駐車場の用に供する部分が地上にあるものを取得した場合の課税標準は、その家屋の価格からその駐車場の用に供する部分の価格の三分の一に相当する額を控除した額とする等、課税標準の特例を設ける。

四 娯楽施設利用税
 ゴルフ場所在市町村に対して交付する娯楽施設利用税交付金の交付率を三分の一(現行 六分の一)に引き上げる。

(四) 料理飲食等消費税
 1 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を千八百円(現行 千六百円)に、基礎控除額を千円(現行 八百円)に引き上げる。

2 飲食店等における飲食の免税点を九百円(現行 八百円)に引き上げるとともに、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食の免税点を四百五十円(現行 四百円)に引き上げる。

3 オリンピック冬期大会の開催に伴う特例措置として、昭和四十七年一月一日から同年三月三十一日までの間における外客の宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、料理飲食等消費税を非課税とする。

(四) 狩猟免許税
 税率を次のとおり引き上げる。
 (1) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許を受ける者で、(2)以外のもの 四千五百円(現行 千五百円)

(2) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しないもの 二千円(現行 七百円)

(3) 丙種狩猟免許を受ける者 千五百円(現行 四百五十円)

(四) 固定資産税
 1 都市計画法に規定する市街化区域内の農地に対して課する固定資産税について、税負担の激変を緩和するための調整措置を講じつつ課税の適正化を図るため、次の措置を講ずる。
 (1) 市街化区域農地については、状況が類似する宅地の価格に比準する価格によつて評価を行なう。

- (2) 市街化区域農地であつた土地が市街化区域農地以外の農地となつた場合には、その農地については、類似する農地の価格に比準する価格によつて評価を行なう。
- (3) ア 昭和四十七年一月一日に所在する市街化区域農地を、(1)により評価した三・三平方メートル当たりの価額(以下「単位評価額」という)を基準として次のとおり区分する。

市街化区域農地の区分	略 称
一(ア) 単位評価額が当該市町村の市街化区域内の宅地の平均価格以上の農地	この要旨において「A農地」という。
一(イ) 単位評価額が五万円以上の農地	この要旨において「B農地」という。
二 単位評価額が当該市町村の市街化区域内の宅地の平均価格の二分の一以上平均価格未満の農地	この要旨において「C農地」という。
三(ア) 単位評価額が当該市町村の市街化区域内の宅地の平均価格の二分の一未満の農地	この要旨において「C農地」という。
三(イ) 単位評価額が一万円未満の農地	この要旨において「C農地」という。

イ 市街化区域農地の各年度分の固定資産税の額は、A農地にあつては昭和四十六年度まで、B農地にあつては昭和四十七年度まで、C農地にあつては昭和五十年年度まで従来の税額を据え置くものとし、それ以後の年度の税額は、当該市街化区域農地について状況が類似する宅地と同様の負担調整措置を適用して算定した額に、次の表に掲げる率を乗じて算定した額とする。

市街化区域農地の区分	年 度	率
A 農 地	昭和四十七年度	〇・二
	昭和四十八年度	〇・六
	昭和四十九年度以降の各年度	一・〇
	昭和四十八年度	〇・二
B 農 地	昭和四十九年度	〇・四
	昭和五十年年度	〇・七
	昭和五十一年度以降の各年度	一・〇
	昭和五十一年度	〇・二
C 農 地	昭和五十二年	〇・四
	昭和五十三年	〇・六
	昭和五十四年度	〇・八
	昭和五十五年以降の各年度	一・〇

- (4) 昭和四十七年一月一日後において、市街化区域が設定されたことにより新たに市街化区域農地となつた土地にかかる固定資産税については、市街化区域の設定の日以降最初に到来する賦課期日に係る年度以降(3)に準ずる措置を講ずる。

- (5) 昭和四十七年一月一日後又は市街化区域の設定の日以降最初に到来する賦課期日後において、市街化区域の変更等により新たに市街化区域農地となつた土地に対して課する固定資産税については、その市街化区域農地となつた土地が昭和四十七年度又は市街化区域設定年度に係る賦課期日において市街化区域農地として所在していたものとみなして(3)又は(4)の措置を適用する。
- (6) 基準年度に係る賦課期日において街路事業の施行又は災害等により土地の価格の著しい変動があるため、市町村長が必要と認める場合においては、市街化区域農地の区分を変更することができる。
- (7) 市町村長は、賦課期日の翌日からその年の末日までの間において市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となつた場合における固定資産税を、その農地が賦課期日において市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして算定した税額に減額するものとし、この場合においてすでに徴収した税額が減額後の税額をこえるときは、その差額に相当する額を還付する。
- (8) 市町村長は、小作地であるB農地又はC農地に係る固定資産税と都市計画税との合算額がその市街化区域農地に係る小作料の額をこえる場合において必要と認めるときは、その小作料の額をこえることとなる額を限度として、納税者の申請に基づき、一定期間を限り、固定資産税及び都市計画税の徴収を猶予することができる。
- (9) 自治大臣は、C農地のうち、都市計画に關する基礎調査の結果周辺の市街化に相当長期の期間を要すると認められ、かつ、市街化調整区域に編入することが不適当であると認められる地区内に所在するものに対して課する固定資産税については、市町村長に対し、必要な減免の措置を講ずるよう適切な助言をすることが出来る。
- 4 水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設、大気汚染防止法に規定する有害物質の処理施設等の固定資産については、非課税とする。
- 3 昭和四十五年五月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に取得された電子計算機の課税標準は、取得後三年度間に限り、その価格の三分の二の額とする等、課税標準の特例を設ける。
- 4 重油に係る水素化脱硫措置及び廃油処理施設の課税標準は、その価格の三分の一(現行二分の一)の額とする等、課税標準の特例の率を改める。
- (四) 都市計画税
- 1 市街化区域内の農地に対して課する都市計画税について、固定資産税と同様の措置を講ずる。
- 2 都市計画税は、原則として、都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課税することとし、特別の事情がある場合に限り、市街化調整区域で条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても課税することができることとする。
- (五) 電気ガス税
- 1 電気に対する電気ガス税の免税点を七百元(現行 六百元)に、ガスに対する電気ガス税の免税点を千四百円(現行 千二百円)に引き上げる。

2 生石灰(流注燃料焼成法によるものに限る)、エチレン・プロピレン・ターポリマーゴム及び合成グリセリン(過酸法によるものに限るものとし、その製造工程において副生されるさく酸を含む)を非課税品目に加え、非課税品目のうち重過りん酸石灰及びさく酸(揮発油を原料とするものに限る)を削除する。

3 無水フタル酸の非課税期間を一年間延長する。

(付) 入猟税
税率を次のとおり引き上げる。

(1) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許を受ける者 三千円(現行 千円)
(2) 丙種狩猟免許を受ける者 千円(現行 三百五十円)

(付) 入湯税
入湯税の使途に消防施設等の整備に要する費用を加え、標準税率を四十円(現行 二十円)に引き上げる。

(付) 国民健康保険税
国民健康保険税の課税限度額を八万円(現行 五万円)に引き上げる。

(付) 施行期日
前記(内)の2の改正は昭和四十六年六月一日から、(四)の改正は昭和四十六年七月一日から、(四)の1及び2の改正は昭和四十六年十月一日から、(付)の1及び(内)の改正は昭和四十七年一月一日から、その他の改正は昭和四十六年四月一日から施行する。

なお、以上の改正により、昭和四十六年度においては、個人の住民税において七百四十三億円、個人の事業税において三十七億円、料理飲食等消費税において四十七億円、電気ガス税その他において二十五億円、合計八百五十二億円(平年度九百六十八億円)の減税を行なうことになるが、一方、狩猟免許税及び入猟税について二十億円、入湯税について二十億円その他国の租税特別措置の改正に伴い八億円、合計四十八億円(平年度九十九億円)の増収が見込まれるので、差引八百四億円(平年度八百六十九億円)の減収となる。

二 議案の可決理由

地方税負担の現状にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化その他地方税制の課税の適正化、合理化を図るための本案の趣旨は、妥当と認め、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十六年三月九日 地方行政委員長 菅 太郎

衆議院議長 船田 中殿

(別紙)

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、住民負担及び市町村財政の現状にかんがみ、左の措置を講ずべきである。

一 都市とくに大都市並びにその周辺都市における財政需要が激増しているにもかかわらず、都市的税源が伸び悩みを示している実情にかんがみ、国、地方を通ずる税源の再配分を検討し、引き続き

昭和四十六年三月十一日 衆議院会議録第十六号 議案に関する報告書

都市税源の充実に努めること。

二 地方自治の本旨にかんがみ、地方税の独立性を阻害することのないよう配慮しつつ、地方独立税源の充実確保に努めること。

三 住民税負担の軽減を図るため、所得税の課税最低限の引上げ等を考慮し、引き続き課税最低限の引き上げに努めること。

四 市街化区域内の農地に対する固定資産税及び都市計画税の課税にあつては、引き続き長期に営農を希望する者については、市街化調整区域への編入、施設緑地としての指定等により、農地並みの課税とするよう十分に配慮すること。

五 公害対策の見地から、自動車の有害排気ガスの防止に関し、税制上適切な措置を講ずるよう検討すること。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、踏切道における交通量の増加等の状況にかんがみ、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与するため、本法により改良すべき踏切道として指定することができる期限を昭和四十六年度以降五箇年間延長しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、踏切道の整備をいっそう促進し、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十六年度一般会計予算に踏切保安設備整備費補助金一億一千六百七十万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十六年三月九日

衆議院議長 船田 中殿

運輸委員長 福井 勇

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、現行港湾整備五箇年計画策定後において生じた港湾貨物取扱量の予想外の増大傾向、海上コンテナ輸送、フェリー輸送等の新しい海上輸送方式の本格化並びに地域開発のための新規港湾の整備、船舶の大型化と航行船舶のふくそうに伴う海難の防止等の要請に対処するため、現行の昭和四十三年度を初年度とする港湾整備五箇年計画を昭和四十六年度を初年度とするものに改定し、更に港湾の整備を促進しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、わが国経済の発展に対応して港湾の整備をさらに促進するため、適切妥当な措置と認

昭和四十六年三月十一日 衆議院會議録第十六号 議案に関する報告書

め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十六年三月九日

衆議院議長 船田 中殿

運輸委員長 福井 勇

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、今次の税制改正の一環として、最近における入場税負担の状況にかえりみ、入場税法について、次のような改正を行なうとするものである。

(一) 競馬場、競輪場等への入場を除き、入場税の免税点を一〇〇円(現行 三〇〇円)に引き上げる。
(二) 高等学校、中学校、小学校、幼稚園等の教員の引率する生徒、児童又は幼児の団体の入場については、入場税を課さないこととする。

(三) 入場券制度の簡素化を図るため、免税点以下の入場券及び無料入場券の交付義務を廃止することとする。

なお、以上の改正により昭和四十六年度において約四億五千万円の減収が見込まれている。

議案の可決理由

最近における入場税負担の状況にかんがみ、本案は時宜に適應する措置と認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、広瀬秀吉君外三名より日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党の四党共同提案にかかる修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

修正案の要旨は、競馬場、競輪場等を除く一般の入場について、免税点を原案の一〇〇円から一、〇〇〇円に引き上げるとともに、その税率を現行の一〇%から五%に引き下げようとするものである。

また、本修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して福田大蔵大臣より「反対である。」旨の意見が述べられた。

昭和四十六年三月九日

衆議院議長 船田 中殿

大蔵委員長 毛利 松平

卸売市場法案(内閣提出、第六十三回国会閣法第一〇六号)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における生鮮食料品等の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、中央卸売市場及び地方卸売市場について、その整備を計画的に促進するための措置、その適正かつ健全な運営を確保するための措置等を定めようとするものであつて、その概要は次のとおりである。

(一) 卸売市場の整備改善を長期の見通しに立つて計画的に推進するため、農林大臣は、卸売市場整

備基本方針及び中央卸売市場整備計画を定めるものとし、また、都道府県知事は、これらに即して都道府県卸売市場整備計画を定める。

(二) 中央卸売市場については、基本的には現行制度の内容を引きつぐことになるが、所要の改正を行なう事項の概要は次のとおりである。

(1) 広域的な市場行政を展開する等の見地から、市場の開設資格、市場の開設認可の基準、中央卸売市場開設運営協議会の設置等に関する諸規定を整備する。

(2) 卸売業者については、その業及び子会社について届出制とする。その他業務運営の適正健全化を図る措置を講ずる。

(3) 仲卸業者については、その許可制及び売買参加者については、その承認制等について規定する。

(4) セリ売又は入札の原則及び委託販売の原則とそれらの例外措置について規定するほか卸売の相手方の制限、セリ入札の登録、仲卸業者の業務の規制等について規定する。

(三) 地方卸売市場についての概要は次のとおりである。

(1) その施設が一定規模以上のものを地方卸売市場として、その開設及び卸売の業務は、条例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。

(2) 卸売業者の取引について、出荷者、仲卸業者及び売買参加者等に対する不当な差別的取扱の禁止、セリ売又は入札の原則を規定する。

(3) 開設者及び卸売業者に対する都道府県知事の監督等に関する規定を設ける。

(四) 中央卸売市場の施設整備について、重要施設には国の補助率を三分の一から十分の四に引き上げることを規定する。

(五) その他税制上の優遇措置等所要の規定を整備する。

(六) 現行中央卸売市場法はこれを廃止する。

二 議案の修正議決理由

最近における生鮮食料品等の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、中央及び地方卸売市場を計画的に整備し、その適正かつ健全な運営を確保しようとする等本案の措置は、おおむね妥当なものであると認めるが、卸売市場の開設者が臨時に卸売業者にかつて自ら卸売の業務を行なうことができる等数点については修正することを適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

また、原案に対しては、日本共産党津川一君より、卸売市場における農林大臣の権限を大幅に地方公共団体に移譲すべきである等と内容とする修正案が提出されたが少数をもつて否決された。

この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して渡辺農林政務次官から「修正案は政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

昭和四十六年度一般会計予算(農林省所管)に、卸売市場施設整備に必要な経費として、三十二億八千二百万円、その他関係経費として六千八百一十一万九千円、合計三十三億五千一十一万九千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十六年三月九日

衆議院議長 船田 中殿

農林水産委員長 草野 一郎平

〔別紙〕 (修正に係る条文のみを掲げる)

(必要な改善措置をとるべき旨の勧告又は命令)

第五十一条 農林大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者に対し、中央卸売市場の施設の改善、業務規定の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣又は開設者は、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができ、又は当該卸売業者が支店關係を持つて法人の業務若しくは会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を勧告する。

3 開設者は、中央卸売市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができ、又は当該仲卸業者が支店關係を持つて法人の業務若しくは会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を勧告する。

(卸売業務の代行)

第五十二条 開設者は、卸売業者が卸売の業務の全部又は一部を行なうことができなかった場合には、当該卸売業者(卸売業者であつた者を含む)に対しその行なうことができなかった卸売の業務に關する卸売の委託の申込みのあつた生鮮食品等について、業務規程で定めるところにより、自らその卸売の業務を行ない、又は他の卸売業者にその卸売の業務を行なわせることができる。

2 前項の規定により卸売の業務を行なう開設者については、この章第二節の規定は適用しない。

報告及び告示

(開設者の報告事項)

第五十二条 開設者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

一 第十九条第二項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第二号若しくは第三号の規定による処分をすべき理由があると認めるとき。

二 第四十五条の規定により中央卸売市場における売買取引の制限をしたとき。

三 第五十条の規定による処分をしたとき。

四 前条第一項の規定により卸売の業務を行ない、又は他の卸売業者に卸売の業務を行なわせたとき。

五 中央卸売市場につき、臨時に開市し、又は休業したとき。

農林大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつたときも、同様とする。

一 第七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第八条又は第十四条第一項の認可をしたとき。

三 第十五条第一項の許可をしたとき。

四 第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第一号若しくは第二号の規定

による処分をしたとき。

(告示事項)

第五十三条 農林大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつたときも、同様とする。

一 第七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第八条又は第十四条第一項の認可をしたとき。

三 第十五条第一項の許可をしたとき。

四 第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第一号若しくは第二号の規定による処分をしたとき。

(許可の基準)

第五十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同条の許可をしてはならない。

一 申請者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、第六十五条第二項第一号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第一号又は前号に該当する者があるものであるとき。

四 申請者が地方卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有しない者であるとき。

五 業務規程の内容が法令(この章の規定に基づく都道府県の条例を含む)に違反するとき。

六 事業計画が適切でないか、又はその遂行が確実と認められないとき。

七 その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし著しく配置の適正を欠くと認められるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の規模、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで著しく不適当であると認められるとき。

2 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請者が第六十五条第二

項第二号若しくは第三号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき、その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし配置の適正を欠くと認めるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の規模、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで不適当であると認めるときは、同条の許可をしないことができる。

(業務規程の変更)

第六十四条 開設者は、業務規程を変更しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 第五十七条第一項(同項第五号に係る部分に限る)の規定は、前項の承認について準用する。

(許可の取消し等)

第六十五条 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が第五十七条第一項第一号に規定する者に該当する

昭和四十六年三月十一日 衆議院會議録第十六号 議案に關する報告書

昭和四十六年三月十一日 衆議院會議録第十六号 議案に關する報告書

るに至つたとき(開設者又は卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち
に同号に規定する者に該当する者があつたときを含む。)、又はその業務を行なうのに必要な
資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第五十五条又は第五十八条第一項の許可を取り消さな
ければならない。

2 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定め
てその業務の全部又は一部(若しくは)の停止を命じ、又は第五十五条若しくは第五十八条第一項の許可を取り
消すことができる。

一 この法律、この法律に基づく命令、この章の規定に基づく都道府県の条例又は業務規程に違反
したとき。

二 第五十五条又は第五十八条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を
開始しないとき。

三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その業務を休止したとき。

3 第十九条第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(都道府県卸売市場審議会)

第七十一条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ、卸売市場に關する重要事項を調査審議させる
ため、条例で、都道府県卸売市場審議会を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、都道府県卸売市場審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、都道
府県の条例で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、第二十七条の規定は昭和四十六年四月一日から、第四章(これに係る罰則を含む。)の
規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農林省設置法の一部改正)

第十一条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 第一項の表中中央卸売市場審議会の項を次のように改める。

卸売市場審議会

卸売市場法(昭和四十五年法律第 号)によりその権限に属させた事
項を行なうこと。

第三十六条 第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 中央卸売市場の指導監督及び農畜水産物の卸売市場の整備に關すること。

(土地収用法の一部改正)

第十二条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 第二十八号を次のように改める。

二十八 卸売市場法(昭和四十五年法律第 号)による中央卸売市場及び地方卸売市場

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第十三条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二 第二項中「卸売人」を「卸売業者」に、「中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二
号)第十五条ノ六の仲買の業務を行なう者(以下「仲買人」という。)」を「卸売市場法(昭和四十五年
法律第 号)第三十三条第一項の仲卸しの業務を行なう者(以下「仲卸業者」という。)」に、「若し
くは仲買の業務」を「若しくは仲卸しの業務」に、「卸売人若しくは仲買人」を「卸売業者若しくは仲
卸業者に」改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第六十六条の二 第二項第八号を次のように改める。

八 卸売市場法(昭和四十五年法律第 号)第二条第四項に規定する地方卸売市場を開設する
法人のうち地方公共団体以外のもの又は同条第三項に規定する中央卸売市場若しくは当該地方
卸売市場において卸売の業務を行なう法人で、同法第四条に規定する卸売市場整備基本方針が
定められた日から二年以内に同法第七十三条第一項の規定による認定を受けたもの

(登録免許税法の一部改正)

第十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第三十号中「中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第十条」を「卸売市場法(昭和
四十五年法律第 号)第十五条第一項」に改める。

(別紙)

卸売市場法案に對する附帯決議
政府は、本案の実施運営にあつては、生鮮食料品等の生産および消費の動向を的確に把握し、需
要に對した生産確保の諸施策の推進にあらゆる努力を講ずるとともに、生産から消費にいたるすべ
ての段階特に中央卸売市場および地方卸売市場における組織運営を合理化し近代化して、左記事項の
実現につとめるべきである。

記

一 すみやかに卸売市場整備基本方針を策定し、中央および地方を通ずる卸売市場の計画的な整備を
実現するため

(1) 財政的および金融的措置の拡充につとめ、利子補給制度の導入等につき検討すること。

(2) 卸売業者および仲卸業者の経営の近代化の促進と市場業務に従事する者に対する福利厚生施設
の充実をはかること。

二 中央卸売市場開設運営協議会の委員の委嘱については、ひろく生産から消費に至る各般の意向が
反映されるよう、十分配慮すること。

三 卸売業務が公共性の強いものであることにかんがみ

(1) 卸売業者の保証金の増額等財務の健全化を図り、出荷者保護に万全を期すること。

(2) 卸売業者の兼業業務等については、卸売業務に悪影響を及ぼすことのないよう十分に監督する
こと。

四 卸売業者の転送および仲卸業者の直接集荷については、適正な価格の形成に資し、かつ、両者の集分荷機能の向上がなされるよう、公正妥当な運用方針を定め、これが監督に万遺憾なきを期すること。

五 仲卸業者の業務の規制に関する省令で定める基準の設定と業務規程の制定に当たっては、開設者の許可についての要件が具体的に明らかになるよう適切な指導を行なうこと。

六 出荷奨励金、卸売手数料等については、計画的出荷の促進、生産者の手取りの確保、卸売業者の財務の健全化等の諸観点に立つて十分検討すること。

七 卸売市場における上場単位については、大口取引を推進する趣旨からその引上げを図ること。

八 生鮮食料品の流通近代化のための集配センター、総合小売センター等の育成助長を図ること。

九 水産物産地市場については、その特殊性を考慮し、これが整備、育成について十分な配慮を加えること。

十 生産者団体が卸売業者として参加できる方途を講ずること。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

- 1 法律の題名を「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」と改め、在外公館の名称及び位置を定める規定を加える。
- 2 ミュンヘンに総領事館を新設し、在エドモントン及び在オークランドの各領事館を総領事館に昇格させ、これらの公館につき在勤手当の額を設定する。
- 3 一部の在外公館所在地の住居費の大幅上昇にかんがみ、在インドネシア、在セイロン、在ソヴィエト連邦及び在コンゴ(キンシャサ)の各大使館、在ジャカルタ、在香港、在サン・フランシスコ及び在ニュー・ヨークの各総領事館、在アンカレッジ領事館並びに国際連合日本政府代表部につき住居手当の限度額を最高二十四%、最低八%引き上げる。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を期するため、必要な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十六年度一般会計予算に約五千九百八十八万円が計上されている。

昭和四十六年三月十日

衆議院議長 船田 中殿

内閣委員長 天野 公義

昭和四十六年三月十一日 衆議院会議録第十六号 議案に関する報告書

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

- 1 公文書類が持つ国家的、国民的資産としての価値の重要性にかんがみ、国立公文書館を総理府本府の附属機関として設置し、国の行政に関する公文書その他の記録の保存を行なわせるとともに、これらを開覧に供する等その活用を図ることとする。
- 2 現在統計事務に従事する国の行政機関及び地方公共団体の職員に対し職務上の訓練を行なっている統計職員養成所の名称を統計研修所に改め、統計職員の養成にとどまらず、広く一般職員に対しても統計の知識、利用の方法等統計に関する研修を行なうこととする。
- 3 近年における海洋開発の急速な進展は、単に科学技術の振興のみならず、海洋の利用、資源の活用等のための海洋の開発を総合的に促進する必要性を生じているので、海洋科学技術審議会を海洋開発審議会に発展的に改組し、広く海洋の開発に関する基本的かつ総合的な事項を調査審議することとする。

なお、施行期日は、昭和四十六年七月一日としている。ただし、2については昭和四十六年四月一日としている。

二 議案の可決理由

本案は、行政運営上、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約四千六百十四万円が、昭和四十六年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十六年三月十一日

衆議院議長 船田 中殿

内閣委員長 天野 公義

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、中小企業をとりまく最近の諸情勢に対処して、中小企業者に対する事業資金の融通を一層円滑にするため、中小企業信用保険について、公害防止保険の制度を創設するとともに、普通保険及び特別小口保険の付保限度額の引き上げ等を図ろうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 公害防止保険の創設

- (1) 中小企業信用保険制度の一環として新たに公害防止保険制度を創設し、中小企業信用保険公庫は、信用保証協会との間に、中小企業者の公害防止施設の設置、工場又は事業場の公害防止のためにする移転等に必要資金の金融機関からの借入れによる債務に対する信用保証協会の保証について、中小企業者一人についての保険価額の合計額二千万円(組合であるときは四千万円)を限度とし、てん補率を百分の七十として、保証した借入金総額が一定金額に達するまで保険関係が成立する契約を締結することができるものとする。
- (2) 中小企業信用保険公庫と公害防止保険及び普通保険の契約を締結している信用保証協会が、

昭和四十六年三月十一日 衆議院會議録第十六号 議案に関する報告書

公害防止施設の設置等に必要資金の借入れによる債務に対して行なう保証については、無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除き、その保証をした借入金額が二十万円(その債務者たる中小企業者についてすでに公害防止保険の保険関係が成立している場合は、二十万円からその保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)をこえないときは、公害防止保険の保険関係が成立するものとする。

2 付保限度額の引上げ

(1) 普通保険の保険価格の限度額を一千五百万円から二千五百万円(組合の場合は三千万円から五千万円)に引き上げる。

(2) 特別小口保険の保険価格の限度額を五十万円から八十万円に引き上げる。

3 中小企業信用保険制度の対象金融機関を政令で追加指定できるよう改める。

4 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業者に対する事業資金の融通を一層円滑にするための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとりの附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案関係経費として、昭和四十六年度一般会計予算に、中小企業信用保険公庫への出資金として、百十億円(融資基金七十億円、保険準備基金四十億円)が計上されている。

昭和四十六年三月十日

衆議院議長 船田 中殿

商工委員長 八田 貞義

〔別紙〕

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 公害防止保険のてん補率を百分の八十に引き上げ、特別小口保険の付保限度額を百万円に引き上げるよう検討すること。

二 中小企業信用保険公庫の融資基金及び保険準備基金の拡充に努め、また保険金支払事務の迅速化を図るとともに、日本共同証券財団の信用保証協会に対する融資については、その安定性を確保するよう十分配慮すること。

三 信用保証協会の保証付き貸付金利について、その引下げを確実に実施するよう厳重に指導すること。

四 信用保証協会について、保証料率の引下げ及び保証料徴収方法の改善を指導するとともに、事務能率の向上を図ること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円
(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)